

2024 年度 事業報告書

まちだの学び

町田市生涯学習センター

目 次

町田市生涯学習センターについて	6
町田市生涯学習センターに求められる役割分類	7

統 計

2024 年度 生涯学習センター 利用状況	10
2024 年度 事業一覧	13

【役割1】学びの裾野を広げる

●まちだ市民大学 HATS 前期講座

・人間科学講座 ～生命・くらし・テクノロジー～	18
・町田の歴史 ～町田の歴史を読む～	20
・“こころ”と“からだ”の健康学 セルフコンディショニング ～自分らしい「キレイ」のために～	22
・多摩丘陵の自然入門～驚き感動まちだの自然大発見～	24

●まちだ市民大学 HATS 後期講座

・人間関係学講座 ともに生きるのは難しい… ～つながりを改めて考える～	26
・“こころ”と“からだ”の健康学 近年最高のコンディションへの近道～運動とデータからのアプローチ～	28
・多摩丘陵の自然入門～驚き感動まちだの自然大発見～	30

●学びのきっかけづくり講座

・2024年、世界はどう変わる～2つの大統領選挙から	32
・人生100 年時代の自分らしいライフ&キャリアとは？	33
・歌で作る健康と仲間づくり～唱歌・童謡を中心に～	34
・40代・50代のための賢い選択～これからのライフプランとお金の備え～	35

●連携・共催講座

・和光大学共催講座 子ども・家庭・地域のウェルビーイングを支える「ムーブメント教育」	36
・昭和薬科大学共催講座 身体の疾患を可視化し「寿命の質」を高める	37
・町田国際交流センター共催講座 日本で働く海外から来た方々と交流しましょう！	38

●家庭教育支援事業

・親と子の学びのひろば「パパと一緒にきしゃポッポ」	39
・小学校低学年の保護者向け講座 年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座～イライラしない子育て術～	40
・小学校中・高学年の保護者向け講座 親子でのぼろう、大人への階段～10 歳からの子育てのヒント～	41
・かつては 15 歳だったおとなのための思春期講座 子どもの思春期と「信じて任せて待つ」親子関係	42
・テーマ別講座 小学生の子を持つ保護者向け講座「親子で楽しくお料理作り講座」	43
・テーマ別講座 夏休み親子講座「谷戸で見つけた！夏の昆虫」	44

目 次

- ・テーマ別講座
不登校・行き渋りに関する保護者向け講座「不登校・行き渋りを考える」45
- ・(公財) 明治安田こころの健康財団共催事業 【YouTube セミナー】
不登校・行き渋りに関する保護者向けオンデマンド講座.....46

●平和祈念事業

- ・夏の平和イベント47

【役割2】誰もが学べる環境をつくる

- 障がい者青年学級.....50
 - 公民館学級51
 - ひかり学級52
 - 土曜学級53
- ・障がいがあってもなくても みんな一緒に
「りえ・りさ Duo ピアノコンサート&交流会」54

●学習支援事業

- ・まなびテラス55

●新たな学びの支援事業

- ・なんでもスマホ相談室56
- ・出張！なんでもスマホ相談室57

●社会的課題対応講座

- ・シニアのための SNS 活用講座～SNS の基本と LINE の活用 初心者編～58
- ・初めての生成 AI～今後、生成 AI でどんな世界が広がる？～59

●その他

- ・町田市生涯学習センターのホームページ60
- ・生涯学習情報誌『生涯学習 NAVI 好き！学び！』61
- ・町田市生涯学習センター（町田市公式）の X（エックス）62
- ・学習相談63

【役割3】学びを深め、活かす

●まちだ市民大学 HATS 前期講座

- ・まちだの福祉 あなたの「できること」を誰かの安心に～見つける編～66
- ・まちだの水とみどり入門～大切な水とみどりを守るために～68

●まちだ市民大学 HATS 後期講座

- ・まちだのまちとくらしのエコ入門～地球にやさしい「くらし方」を探して～70
- ・まちだの福祉 あなたの「できること」を誰かの安心に～行動編～72

●市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ

- ・楽器に触れよう！演奏しよう！みんなでアンサンブル74

目 次

- ・「問い」「考える」ってどういうこと？哲学対話入門講座75
- ・人とのつながりで自分の価値観を広げてみよう！76
- ・どこまで話す？性と生～親子で聞ける4才からの性教育講座～78

●家庭教育支援事業

- ・おしゃべりの会 エンジョイタイム79
- ・家庭教育支援学級「あそび×まなびプロジェクト」「子育て応援ゼミ」80
- ・子育て応援ゼミ企画講座 家族で話せる！ポジティブな性教育81

●連携・共催講座

- ・鶴川地区協議会共催 「安心して老後をむかえるため」のお金の話～まだ間に合います！
人生100年時代に向けて自分らしく暮らすためのライフプランを見直しましょう～82

●その他

- ・まちだ探・探ゼミナール あなたの好奇心を「探究」「探検」しましょう83
- ・特別教室等の地域利用85

【役割4】学びのネットワークづくりを促進する

- 生涯学習センターまつり88

●連携・共催講座

- ・学生活動報告会『ガクマチ EXPO』
ぽっぽ町田大迷宮～知恵とスキルでみんなを救い出そう！！～89
- ・さがまちコンソーシアム協働事業
さがまちカレッジ町田市連携講座（生涯学習センター等開講講座）91
さがまちカレッジ町田市連携講座（こども体験講座）94
- ・鶴川地区協議会共催事業 3水スマイルラウンジ「まなびのひろば」96
- ・町田地方史研究会共催講演会 古代びとの生と死～ムラとハカのランドスケープ～97
- ・町田地方史研究会共催講演会・シンポジウム 「町田の地名を考える」98

●その他

- ・生涯学習ボランティアバンク99
- ・ここまちベース（町田第一中学校図書室）100

生涯学習センター運営協議会

- ・第7期 町田市生涯学習センター運営協議会委員名簿102
- ・第7期 町田市生涯学習センター運営協議会記録（前期）103

資料集

- ・町田市生涯学習センター条例106
- ・町田市生涯学習センター条例施行規則107
- ・町田市公民館条例108
- ・町田市公民館条例施行規則（様式を除く）111
- ・町田市立学校施設の開放に関する条例115

目 次

・町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（様式を除く）	120
・町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱	130
・町田市生涯学習センターの管理に関する要領	131
・町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要領	132
・町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領	134
・まちだ市民大学 HATS プログラム委員選任要領	135

町田市生涯学習センターについて

1958年、町田市誕生とともに生涯学習センターの前身となる公民館が設立されました。公民館では、「学習のきっかけづくり」「グループ活動の支援」「学習の場の提供」に主眼を置きながら、その時々々の行政課題を反映した学習事業を展開していました。

1990年代に入り、全国的に生涯学習行政への転換が進む中、地域社会づくりの基盤となる担い手の育成に重点をおいた「まちだ市民大学HATS」が1993年に開講されました。このまちだ市民大学HATSは、「あなたを励まし、地域を育てる」をコンセプトに各種講座を開催し、公民館とともに町田市における生涯学習分野の事業実施主体として中心的な位置を占めました。

その後、市民にとってより利用しやすい生涯学習環境を整備するため、総合的に生涯学習を推進する「センター機能」についての検討を開始しました。2010年に出された社会教育委員の「町田市における生涯学習センターの機能、学習機会の提供のあり方について―答申―」をもとに、生涯学習支援に必要な機能を「全体計画立案機能」「関係機関との総合調整機能」「情報集約・発信機能」「学習相談機能」の4点に整理しました。併せて、公民館とまちだ市民大学HATSの独自性を残しつつ、センター機能を担う組織が引き継ぐ方向性を示しました。

これらの経過を経て、町田市生涯学習センターは、「公民館」と「まちだ市民大学HATS」を統合するとともに、各部署で行っていた「生涯学習にかかる機能」である『全体計画立案機能』『関係機関との総合調整機能』『情報集約・発信機能』『学習相談機能』を担う組織として、2012年4月に開館しました。開館以来、市民の学習活動を総合的に支援する教育機関として、町田市の生涯学習の推進役を担っています。

さらに、町田市教育委員会は、町田市生涯学習審議会から2020年3月に「町田市生涯学習センターに求められる役割について」答申を受けました。2021年11月には「今後の町田市生涯学習センターのあり方について」答申を受けました。この答申を踏まえ、2022年2月に「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」を策定し、2023年2月に「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」を策定しました。

今回の事業報告書では、上記の「町田市生涯学習センターに求められる役割」毎に各事業を分類し、統計にも反映しました。

町田市生涯学習センターに求められる役割分類

【役割１】学びの裾野を広げる

- ▶より多くの市民に生涯学習の機会を提供する「学びに出会うためのきっかけづくり」を重視した事業
- ▶市民が身近な場所で手軽に学べるように、地域で展開する事業

【役割２】誰もが学べる環境をつくる

- ▶学ぶことに支援が必要な方の学びにつながる事業
- ▶時代に応じた必要なリテラシーを身につけることができる事業
- ▶地域や時間の制約なく学ぶことができる環境をつくる事業
- ▶多くの市民が学びにつながることを支援する事業

【役割３】学びを深め、活かす

- ▶市民の学びに関するニーズの把握につながる事業
- ▶地域で学び合う場を創出し、地域の課題を解決するための支援につながる事業
- ▶地域で活動する人材の育成や、学びを入口にした地域団体の形成につながる事業

【役割４】学びのネットワークづくりを促進する

- ▶様々な主体による生涯学習の取組情報を活用して、より多くの市民への学習機会の提供につながる事業
- ▶学んだ成果を発揮する機会・場を提供し、学びの循環につながる事業
- ▶修了者団体の継続的な活動を支援する事業

統計

2024年度 生涯学習センター 利用状況

●月別利用状況

利用区分		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
開館日数		2024	29	30	29	30	30	29
		2023	29	30	29	30	30	29
一般貸出	回数	2024	749	761	752	766	629	670
		2023	639	649	662	739	569	729
	人数	2024	6,994	6,913	6,462	7,356	5,434	6,114
		2023	5,832	6,058	5,611	6,853	5,394	6,615
生涯学習 センター 事業	回数	2024	81	121	165	155	197	272
		2023	78	105	192	148	147	175
	人数	2024	786	1,416	3,136	2,240	2,677	2,867
		2023	852	1,278	3,337	2,082	2,203	2,663
町田市 公 用	回数	2024	1	22	1	8	0	0
		2023	128	148	106	47	52	30
	人数	2024	20	863	15	239	0	0
		2023	3,463	5,315	3,763	1,559	1,660	1,211
利用回数計		2024	831	904	918	929	826	942
		2023	845	902	960	934	768	934
利用人数計		2024	7,800	9,192	9,613	9,835	8,111	8,981
		2023	10,147	12,651	12,711	10,494	9,257	10,489

回数は利用区分の午前・午後・夜間をそれぞれ1回として計算する。

※利用区分(時間)

・午前: 9:00~12:30

・午後: 13:00~17:00

・夜間: 18:00~22:00

利用区分		年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
開館日数		2024	-	-	-	-	-	-	177	日
		2023	30	29	27	27	28	30	348	日
一般貸出	回数	2024	-	-	-	-	-	-	4,327	回
		2023	666	692	664	653	725	734	8,121	回
	人数	2024	-	-	-	-	-	-	39,273	人
		2023	5,817	6,032	5,537	5,772	6,936	6,764	73,221	人
生涯学習 センター 事業	回数	2024	-	-	-	-	-	-	991	回
		2023	223	202	170	174	199	239	2,052	回
	人数	2024	-	-	-	-	-	-	13,122	人
		2023	4,521	3,180	2,379	2,413	2,529	3,369	30,806	人
町田市 公 用	回数	2024	-	-	-	-	-	-	32	回
		2023	99	136	112	0	0	2	860	回
	人数	2024	-	-	-	-	-	-	1,137	人
		2023	4,847	4,951	4,347	0	0	20	31,136	人
利用回数計		2024	-	-	-	-	-	-	5,350	回
		2023	988	1,030	946	827	924	975	11,033	回
利用人数計		2024	-	-	-	-	-	-	53,532	人
		2023	15,185	14,163	12,263	8,185	9,465	10,153	135,163	人

※ 大規模改修工事の実施にともない、2024年10月1日から休館。

●施設別利用状況

施設名	利用率	
	2024年度	2023年度
ホール	61%	61%
学習室1	61%	64%
学習室2	64%	68%
学習室3	67%	73%
学習室4	59%	67%
学習室5	72%	73%
学習室6	63%	63%
学習室7	62%	70%
和室1	53%	58%
和室2	45%	46%
音楽室1	76%	72%
音楽室2	84%	78%
プレイルーム	68%	65%
調理実習室	43%	50%
美術工芸室	54%	60%
視聴覚室	63%	67%
保育室	13%	22%
平均利用率	59%	62%

※大規模修繕の実施にともない、2024年10月1日から休館
利用率は、この期間を除いて算出しています。

年度別利用状況(※1)

利用区分		2020	2021	2022	2023	2024	
開館日数		279	312	347	348	177	日
一般貸出	回数	5,540	4,313	6,308	8,121	4,327	回
	人数	46,129	35,746	55,027	73,221	39,273	人
生涯学習センター事業	回数	1,709	1,984	2,264	2,052	991	回
	人数	21,535	20,019	30,345	30,806	13,122	人
町田市公用	回数	29	3,916	2,295	860	32	回
	人数	480	157,015	90,003	31,136	1,137	人
利用回数計*		7,278	10,213	10,867	11,033	5,350	回
利用人数計*		68,144	212,780	175,375	135,163	53,532	人
平均利用率*		57%	64%	61%	62%	59%	

回数は利用区分の午前・午後・夜間をそれぞれ1回として計算する。

※利用区分(時間)

・午前: 9:00～12:30

・午後: 13:00～17:00

・夜間: 18:00～22:00

(※1)

2020年度・2021年度における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休館について

2020年3月2日～6月7日: 終日休館

2020年6月8日～14日: 学習室3・4の利用休止、土日・祝日の休館、夜間休館

2021年1月8日～3月31日: 夜間休館

2021年4月25日～5月31日: 終日休館

2024年度の大規模改修工事の実施に伴う休館について

2024年10月1日～: 終日休館

利用率は、終日休館の期間を除いて算出しています。

2024年度事業実施状況

事業分類	事業数		延回数		延参加人数	
	2023	2024	2023	2024	2023	2024
【役割1】 学びの裾野を広げる	25	32	129	85	4,003	2,440
【役割2】 学びのセーフティネットの充実	10	13	344	253	4,454	3,075
【役割3】 学びを深め、活かす	20	15	136	78	1,638	765
【役割4】 学びのネットワークづくりを促進する	12	10	56	44	2,878	2,521
合計	67	70	665	460	12,973	8,801

2024年度 事業一覧

講座・イベント・学級等の実績		2024年度実績			2023年度実績		
事業名		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
【役割1】 学びの裾野を広げる	●まちだ市民大学HATS 前期講座	7			15	119	3,529
	人間科学講座 ～生命・くらし・テクノロジー～		4	203			
	町田の歴史 ～町田の歴史を読む～		5	210			
	“こころ”と“からだ”の健康学 セルフコンディショニング ～自分らしい「キレイ」のために～		4	50			
	多摩丘陵の自然入門 ～驚き感動まちだの自然大発見～		5	96			
	●まちだ市民大学HATS 後期講座						
	人間関係学講座 ともに生きるのは難しい… ～つながりを改めて考える～		4	69			
	“こころ”と“からだ”の健康学 近年最高のコンディションへの近道 ～運動とデータからのアプローチ～		4	80			
	多摩丘陵の自然入門 ～驚き感動まちだの自然大発見～		5	68			
	●学びのきっかけづくり講座	4					
	2024年、世界はどう変わる～ 2つの大統領選挙から		3	388			
	人生100 年時代の自分らしいライフ＆キャリアとは？		2	18			
	歌で作る健康と仲間づくり～唱歌・童謡を中心に～		4	95			
	40代・50代のための賢い選択 ～これからのライフプランとお金の備え～	2	65				
	●連携・共催講座	3					
	和光大学共催講座 子ども・家庭・地域のウェルビーイングを支える「ムーブメント教育」		3	65			
	昭和薬科大学共催講座 身体の疾患を可視化し「寿命の質」を高める		1	79			
	町田国際交流センター共催講座 日本で働く海外から来た方々と交流しましょう！	1	51				
	●家庭教育支援事業	8					
	親と子の学びのひろば「パパと一緒にきしゃポップ」		11	132			
	小学校低学年の保護者向け講座 年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座 ～イライラしない子育て術～		4	75			
	小学校中・高学年の保護者向け講座 親子でのぼろう、大人への階段～10歳からの子育てのヒント～		2	36			
	かつては15歳だったおとなのための思春期講座 子どもの思春期と「信じて任せて待つ」親子関係		3	30			
	テーマ別講座 小学生の子を持つ保護者向け講座 「親子で楽しくお料理作り講座」		2	28			
	テーマ別講座 夏休み親子講座「谷戸で見つけた！夏の昆虫」		2	24			
	テーマ別講座 不登校・行き渋りに関する保護者向け講座 「不登校・行き渋りを考える」		2	28			
(公財) 明治安田こころの健康財団共催事業 【YouTubeセミナー】 不登校・行き渋りに関する保護者向けオンデマンド講座	2		延視聴回数 3,263回				
●平和祈念事業	10	10	550	10	10	474	
夏の平和イベント							
小 計		32	85	2,440	25	129	4,003

2024年度 事業一覧

	事業名	2024年度実績			2023年度実績		
		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
【役割2】 誰もが学べる環境をつくる	●障がい者青年学級事業						
	・ 公民館学級		11	416		17	680
				182			271
	・ ひかり学級		15	432		17	536
				134			189
	・ 土曜学級	1	12	297	1	17	558
				143			261
	・ 生涯学習センターまつり		1	29		1	31
				14			15
	・ 担当者会議、調整会議、学級活動総括、総括委員会、 ニュース作成、実践報告集編集委員会、担当者学習会		146	630		194	951
	障がいがあってもなくても みんな一緒に 「りえ・りさDuo ピアノコンサート&交流会」	1	1	42	1	4	73
	●学習支援事業						
	まなびテラス	1	21	290	1	22	317
	●新たな学びの支援事業						
	なんでもスマホ相談室	2	22	213	2	47	468
	出張！なんでもスマホ相談室		22	218		24	89
	●社会的課題対応講座				その他		
	シニアのためのSNS活用講座 ～SNSの基本とLINEの活用 初心者編～	2	1	14		1	15
	初めての生成AI～今後、生成AIでどんな世界が広がる？～		1	21			
	●その他						
	町田市生涯学習センターのホームページ			アクセス数：25,577			アクセス数：33,180
	生涯学習情報誌『生涯学習NAVI 好き！学び！』			4回（3ヶ月毎発行）	5		4回（3ヶ月毎発行）
	町田市生涯学習センター（町田市公式）のX（エックス）	6		発信数：61 登録数：798			発信数：59 登録数：704
	学習相談			-			-
	ここまちベース（町田第一中学校図書室）学習支援			（延利用者数：160）			（延利用者数：122）
	ここまちの塾			（延利用者数：225）			（延利用者数：22）
	小 計	13	253	3,075	10	344	4,454

2024年度 事業一覧

	事業名	2024年度実績			2023年度実績		
		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
【役割3】 学びを深め、活かす	●まちだ市民大学HATS 前期講座	4			17	120	1,551
	まちだの福祉 あなたの「できること」を誰かの安心に～見つける編～		6	44			
	まちだの水とみどり入門～大切な水とみどりを守るために～		6	46			
	●まちだ市民大学HATS 後期講座						
	まちだのまちとくらしのエコ入門 ～地球にやさしい「くらし方」を探して～	4	6	61			
	まちだの福祉 あなたの「できること」を誰かの安心に～行動編～		6	34			
	●市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ						
	楽器に触れよう！演奏しよう！みんなでアンサンブル	4	3	69			
	「問い」「考える」ってどういうこと？哲学対話入門講座		4	107			
	人とのつながりで自分の価値観を広げてみよう！		4	91			
	どこまで話す？性と生～親子で聞ける4才からの性教育講座～		3	54			
	●家庭教育支援事業	3					
	おしゃべりの会 エンジョイタイム		3	17			
	家庭教育支援学級 「あそび×まなびプロジェクト」「子育て応援ゼミ」		21	135			
	家庭教育支援学級 子育て応援ゼミ企画講座 家族で話せる！ポジティブな性教育		3	40			
	●連携・共催講座	1					
	鶴川地区協議会共催「安心して老後をむかえるため」のお金の話 ～まだ間に合います！人生100年時代に向けて 自分らしく暮らすためのライフプランを見直しましょう～		2	39			
	●その他	3			3		
	まちだ探・探ゼミナール あなたの好奇心を「探究」「探検」しましょう		9	25		13	80
	印刷機講習会		2	3		3	7
	特別教室等の地域利用 利用者数 { 本町田小学校 ※ 木曽境川小学校 小山ヶ丘小学校 鶴川中学校 町田第一中学校 ※2024年度から開放中止 5校計		-	(2,373) (732) (528) (10,517) (14,150)		-	(761) (1,055) (603) (790) (9,125) (12,334)
	小 計	15	78	765	20	136	1,638

2024年度 事業一覧

【役割4】学びのネットワークづくりを促進する	事業名	2024年度実績			2023年度実績		
		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
【役割4】学びのネットワークづくりを促進する	●生涯学習センターまつり						
	企画・運営、出演側	企画・運営委員会	8	-		12	-
		実行委員会（参加団体）	2	(41団体)		3	(38団体)
		展示		(13団体)			(15団体)
		発表		(21団体)			(19団体)
		模擬店		(3団体)			(1団体)
		ワークショップ		(4団体)			(3団体)
				延参加人数			延参加人数
	開催実施当日		2日間	1,350		2日間	1,200
	●連携・共催講座				その他		
【役割4】学びのネットワークづくりを促進する	学生活動報告会『ガクマチEXPO』 ぽっぽ町田大迷宮(まちだんじょん) ～知恵とスキルでみんなを救い出そう!!～		1	283			
	さがまちコンソーシアム協働事業 さがまちカレッジ町田市連携講座 (生涯学習センター等開講講座、こども体験講座)	5	21	440			
	鶴川地区協議会共催事業 3水スマイルラウンジ「まなびのひろば」		6	206			
	町田地方史研究会共催講演会 古代びとの生と死～ムラとハカのランドスケープ～		1	101	11	39	1,678
	町田地方史研究会共催講演会・シンポジウム 町田の地名を考える		3	141			
	●その他						
	生涯学習ボランティアバンク			(登録件数:73) (利用件数:4)			
	ここまちベース（町田第一中学校図書室）地域利用	4		(利用者数:1053)			
	ここまちベース（町田第一中学校図書室）マンスリーイベント			(延参加人数:39/8回)			
	町田第一中学校地域活性化イベント			(延参加人数:200/5回)			
【役割4】学びのネットワークづくりを促進する	小 計	10	44	2,521	12	56	2,878

合 計		2024年度実績			2023年度実績		
		事業数	延回数	延参加人数	事業数	延回数	延参加人数
		70	460	8,801	67	665	12,973
主要事業計	まちだ市民大学HATS 合計	11	55	961	11	85	2024
	家庭教育支援事業 合計	11	55	545	10	116	2004
	障がい者青年学級 合計	2	186	2,319	2	250	3565

【役割 1】

学びの裾野を広げる

- より多くの市民に生涯学習の機会を提供する「学びに出会うためのきっかけづくり」を重視した事業
- 市民が身近な場所で手軽に学べるように、地域で展開する事業

まちだ市民大学HATS 前期 人間科学講座 ～生命・くらし・テクノロジー～

【役割1】
学びの裾野を広げる

目 的

多様な視点から生命の価値を学び、自分ごととして、よりよいくらしや豊かな人生を考えることを目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI・X

費 用

1,000円

会 場

生涯学習センター

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月15日(水) 18:00～20:00	【総論】 いのちを“つくって”もいいですか？ 生命科学テクノロジーのゆくえ	東京大学名誉教授 島 蘭 進 氏
2	5月29日(水) 18:00～20:00	出アフリカから日本列島へ ～サピエンスの旅	東京大学大学院理学系 研究科生物科学専攻教 授 太田 博樹 氏
3	6月19日(水) 18:00～20:00	【オンデマンド配信公開講座】 「ポジティブヘルス」という考え方 －最後まで自分らしく生きるために－	(一財)松本記念財団理事 薬学博士 長谷川 フジ子 氏
4	7月10日(水) 18:00～20:00	科学技術の軍事利用 ～人工知能兵器、兵士の強化改造な どの是非を問う	生命倫理政策研究会 共同代表 棚島(ぬでしま) 次郎 氏

※ 7月19日(金)に自由参加で、修了者団体の見学会を実施しました。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
100人	55人	203人	50人

参加者 の 声

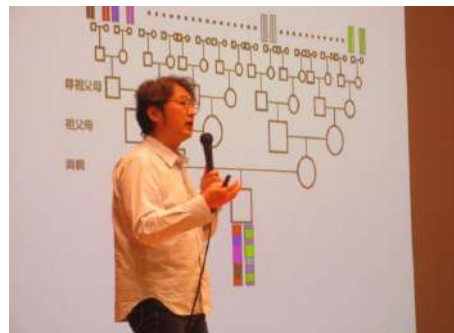
- ・「多様な視点からの生命価値」を学び、自分ごととして、世間の出来事、情報に自分なりの評価・判断をしていきたいと思っています。今回の人間の支配欲、全欲、名誉欲からの生命「エンハンスメント」論には不安を感じていました。制御不可能な世界ですね。人類滅亡に向かっているような。すばらしいお話でした。
- ・生命科学の発展に対し、どのように考えるのか問題提起されていて、むずかしいが興味深かった。脳死、出生前診断、ゲノム編集など各論についても、より深まった議論を読んだり、聴いたりしてみたい。

- ・ 人類の起源については、興味がつきない。ゲノム分析の難しい話をわかりやすく説明いただき、素人にも理解できました。古代ゲノムから見たサピエンス史を購入し、読んでみたくなりました。
- ・ 近年の戦争激化は人間倫理に反する様に感じていましたが、本講座での自立AI兵器、リモートのドローンにより、人間が直接コントロール関与してないからなのかと納得しました。

講座風景



▲ 講座の様子(第1回)



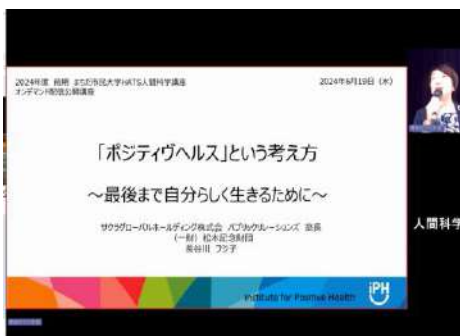
▲ 講座の様子(第2回)



▲ 講座の様子(第3回)



▲ 講座の様子(第4回)



▲ オンデマンド配信



▲ 各回終了後の交流会

まちだ市民大学HATS 前期 町田の歴史 ～町田の歴史を読む～

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

町田の歴史について学ぶことにより、郷土について認識や市民としての市域への愛着を深めることで、地域の活性化に役立てることを目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は①市内在住②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,000円

会 場

生涯学習センター

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5/14 (火) 14:15～16:45	オリエンテーション 『野津田村年代記』の魅力	國學院大學 教授 岩橋 清美 氏
2	5/28 (火) 14:00～16:15	『小島日記』の魅力 ～幕末の世相を映す『梧山堂 雑書』から～	小島資料館 館長 小島 政孝 氏
3	6/11 (火) 14:00～16:15	能ヶ谷 神蔵家の井戸掘り日記 ～水と地域の暮らし～	和光大学 非常勤講師 杉山 弘 氏
4	6/25 (火) 14:00～16:00	【公開講座】戦時下の町田を生きた中 学生／女学生の日記を読む ～兵士となる男子／ 飛行機をつくる女子～	日本女子大学 准教授 上田 誠二 氏
5	7/9 (火) 8:50～16:00	【バス見学】目で見る町田の歴史 ～市域に残る日記ゆかりの場所 を巡る～	まちだ史考会 副会長 荒井 仁 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
50人	51人	210人	46人

参加者の声

- ・ 学校で学んだ歴史（の出来事）を当時の人々が、どの様に受け止め考えていたのかが、よくわかった。面白かった。歴史って、本当は面白く楽しい。当時の人々もいっしょけんめい頑張って生きていくことが伝わってきた。すばらしい日記を残された。
- ・ 資料などがよく集められ、当時の様子がよく理解できた。
- ・ 【公開講座】先生のお話しがとても楽しくわかり易かったです。歌なども入り、工夫された構成でとてもよかったです。
- ・ 【バス見学】家族と一緒にいただいた資料を見たり、見学場所を再訪したい。

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲講座の様子(第2回)



▲公開講座の様子(第4回)



▲現地学習の様子(第5回)



▲現地学習の様子(第5回)

**まちだ市民大学HATS 前期 “こころ”と“からだ”の健康学
セルフコンディショニング～自分らしい「キレイ」のために～**

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

毎日を元気に生きるために、生活の中で実践できる知識（座学）と技術（実技）を学び、心の健康と身体の健康について考えます。また、学んだ内容を周囲の人にも広め、地域の健康に寄与することを目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・チラシ・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI・X

費 用

1,000円

会 場

生涯学習センター

**日時
内容
講師**

回	日 時	内 容	講 師
1	5月20日(月) 10:00～正午	子育て世代の栄養タイミングガイド ～忙しい日々でも健康を保つ方法～	相模女子大学管理栄養 学科 専任講師 松永 裕美子 氏
2	6月3日(月) 10:00～正午	おうちでできる！ メディカルヨガで予防医学を考えよう	理学療法士 雨山 さより 氏
3	6月17日(月) 10:00～正午	【オンデマンド配信公開講座】 子育て世代のための睡眠教室	医療法人RESM理事 長、日本睡眠学会総合 専門医 白濱 龍太郎 氏
4	7月9日(火) 10:00～正午	「美」は心・身体・生命をつなぐ～日常に 取り入れたい美容法～	山野美容芸術短期大学 准教授 及川 麻衣子 氏

※ 7月16日(火)に自由参加で、交流会を実施しました。

**募 集 ・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
45人	19人	50人	13人

参加者の声

- ・ 子供の栄養ばかり考えて、自分のことはあとまわしなので、ご飯とおみそ汁なら、親子で栄養がとれるのでとってもよかったです。試食もあってとってもよかったです！！
- ・ いかに自分が普段から体を動かしていないんだなあとのストレッチでも息が上がってしまった。呼吸の仕方でも色々変わるんだと知れたので2、3分でも子育ての合間を見てリラックスする時間をみつけてストレスためすぎない様気をつけます。
- ・ 改めて自分の睡眠を考える、良いきっかけとなりました。年齢からしても、どんどん睡眠の質が落ちてきてしまうと思うのでスマホとの付き合い方を見直し、うまく運動やストレッチを取り入れたいと思います。
- ・ 美容を楽しむこと、年齢を重ねても行うことの大切さ、爪のケアを基礎から学ぶことが出来ました。
- ・ どの講座内容も具体的な調査、検査結果があって、それを体感出来ることがとてもおもしろかったです。
- ・ 家族は勿論、友達にも伝える。私の仕事内容に合っていたので、関係者や友達に伝えたいです。年とっても若々しくいられるヒントを母にも伝えたい。

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS 前期 多摩丘陵の自然入門 ～驚き感動まちだの自然大発見～

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

町田市及び近隣の色々なフィールドで自然観察を行うことにより、親しみ楽しみながら、多摩丘陵の自然を知り、保全の実情と活動について学びます。そして、学んだことを身近な人たちに広め、多摩丘陵の自然に関心を持つ方を増やすことを目指します。

対 象

どなたでも ※ただし、応募多数の場合は①市内在住②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,500円

会 場

①生涯学習センター、②町田かたかごの森、③野津田公園、④かしの木山自然公園、
⑤三輪緑地

日時 内容 講師

回	日 時	内 容	講 師
1	4月28日(日) 10:00～12:00	【講義】歩いて学ぶ多摩丘陵 ～里山自然学入門	町田市文化財保護審 議会委員 内野 秀重 氏
2	5月5日(日) 10:00～14:00	カタクリと身近な植物をとおして 自然の営みや自然の大切さを知る	町田かたかごの森を守 る会
3	5月12日(日) 10:00～14:00	虫捕り・草花遊びをして考える“野原”と いう自然 ～子どもが自然に出会う場所～	野津田・雑木林の会
4	6月2日(日) 9:30～14:30	かつての里山の豊かな自然が見られる公 園で、知るを楽しむ	かしの木山自然公園 愛護会
5	6月16日(日) 9:30～14:40	知られざる三輪の里山を歩く 寺家ふるさと村と一帯になった緑地	三輪みどりの会

募 集 ・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
30人	27人	96人	20人

参加者の声

- ・ 多摩丘陵の成り立ち、歴史、植生、花、虫、と幅広いお話し楽しめた。(第1回)
- ・ 町田の近郊にこれだけの森が有り、大変多くの植物が生育している事に驚きを感じました。(第2回)
- ・ 生物多様性の原理に触れる事が出来た気がします。人間の数のはるかに多い昆虫類、この小さな虫にも役割があるのだと改めて思います。(第3回)
- ・ 自然を守る作業の必要性和大変さが良く理解できました。(第4回)
- ・ 自然豊かな場所で日本の原風景を見るようでよかったです。(第5回)
- ・ よく管理された自然の中で散策でき、大変良かったです。(第5回)

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)



▲講座の様子(第5回)

まちだ市民大学HATS 後期 人間関係学講座
ともに生きるのは難しい… ～つながりを改めて考える～

【役割1】
 学びの裾野を
 広げる

目 的

人間関係や健康、多文化共生について、今求められる「つながり」のあり方を共に考えます。また、地域社会が抱える課題に関するテーマについて、認識を深めるための講座を実施します。

対 象

どなたでも
 ※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI・X

費 用

1,000円

会 場

鶴川市民センター

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	10月24日(木) 9:45～11:45	つながりづくりで健康づくり： 人とのつながりが健康への近道	東京都健康長寿医療センター 研究所 研究副部長 村山 洋史 氏
2	11月7日(木) 9:45～11:45	【ワークショップ】 柔らかな人間関係をつくるコミュニ ケーション術	桜美林大学 講師 辰巳 厚子 氏
3	11月21日(木) 9:45～11:45	【オンデマンド配信公開講座】 ネガティブな気持ちとの向き合い方を 学ぶ	日本大学文理学部 社会学科 教授 中村 英代 氏
4	12月5日(木) 9:45～11:45	Let's be friends!! 地域の多文化共生について考えて みましょう！	多文化クラブ Cross-cultural Club DANRO代表 西田 真美 氏

※ 12月12日(木)に自由参加で、交流会を実施しました。

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
36人	21人	69人	18人

参加者の声

- ・「つながり」が健康に暮らすためにいかに重要かを、ライフスタイルをベースにいくつかの側面から体系的に解説し、わかりやすかった。キーワードは、気軽に気楽に！7月に退職して、新しい環境の中で、何かを始めたいと思う中で、役立つ内容だった。
- ・今日のワークショップはとても楽しかったです。自分と育った環境が異なったり、価値観が異なる人とコミュニケーションを取るのは難しいなあと感じていたのでワークショップを通して、ネガティブ＝butで話を進めるより、ポジティブ＝他の人の意見にどんどん付け加えていく方が、コミュニケーションがスムーズになる事を学びました。
- ・現代の若者も生きづらさは各々でも、このような分野の学問を人生の早い時期に学ぶことに羨ましさも感じました。金婚式を迎えた夫との関係、子育てもやり直したい。愚息との関係、孫との関係、新旧の友人関係、自分自身との折合いにも今回の分析講座を役立たせたいと思います。
- ・気づいてみると、周りに外国からの方かなという人々が多くなってきているので、これからそういう方々と共に生きてゆくために、理解の入口に立つことができたかなと思いました。

講座風景



▲講座の様子(第1回)



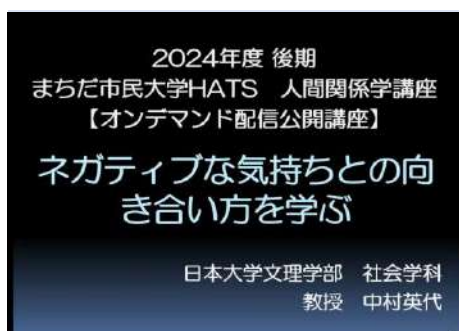
▲講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)



▲オンデマンド配信

**まちだ市民大学HATS 後期 “こころ”と“からだ”の健康学
近年最高のコンディションへの近道～運動とデータからのアプローチ～**

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

毎日を元気に生きるために、生活の中で実践できる知識（座学）と技術（実技）を学び、心の健康と身体の健康について考えます。また、学んだ内容を周囲の人にも広め、地域の健康に寄与することを目指します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・チラシ・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI・X

費 用

1,000円

会 場

南市民センター

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	10月29日(火) 14:00～16:00	頭と身体を使った運動・スポーツに挑戦（ボッチャなど）新たな運動・スポーツの知見獲得を目指す！	町田市スポーツ推進委員 佐藤 健 氏
2	11月9日(土) 14:00～16:00	【公開】 人生100年時代！上手に歳を重ねるには筋肉が大切だった！	日本筋力トレーニング総合研究所（JSI） 所長 佐藤 健一 氏
3	11月26日(火) 14:00～16:00	認知症予防 ～日々の生活の中でできること～	東京純心大学 看護学部 教授 戸塚 恵子 氏
4	12月10日(火) 14:00～16:00	お口の衰え・オーラルフレイルを防ぐためにどうすればよい？ ～お口の機能を体感してみよう～	日本大学松戸歯学部 口腔 外科学講座 教授 石井 良昌 氏

※ 12月17日(火)に、自由参加で、交流会を実施しました。

**募 集 ・
参加状況**

募 集	応 募	参 加（延べ）	修了者数
45人	25人	80人	22人

参加者の声

- ・ 日常習っている事、新たな気づき、人の声を生で聞く大切さ感じます。グループで話せた事も良かった。これからの生活に活かせる事ばかり、次回もあれば受講したいです。
- ・ 老いを身近に感じて、全ての講義に向かい合えました。家でもテキストを読み返しております。
- ・ 次回このような勉強会があれば、声をかけて、ひとりでも多くの方に予防は大事なことを知ってもらいたい。
- ・ 友人・知人に話した。皆喜んでくれた。思いは同じと感じました。
- ・ 「こころ」と「からだ」のつながり、健康を再認識できました。とても有意義で楽しい企画でした。ポツチャをはじめて体験でき、感激しました。
- ・ 筋トレのやり方だけでなく、筋肉のしくみや理論を説明していただいたので、理解が深まりました。
- ・ 筋トレの大切さがよくわかりました。自分にもできそうなトレーニング（筋トレ）がたくさん学べたので、すぐにでも始めていきたいと思います。
- ・ 今日の講義でさらに毎日の運動の必要性を感じました。健康寿命を延ばすには運動が一番と思いました。
- ・ ただ一方的に学ぶだけでなく、参加者の方とコミュニケーションをとれたことはとても楽しく、有意義でした。
- ・ “認知症予防”を再々確認できました。わかりやすい講義でした。日頃の意識生活が大切であることを確認できました。
- ・ 視覚、聴覚、味覚、触覚などを使つての実体験は身に染みてよい勉強になりました。

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲公開講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)

まちだ市民大学HATS 後期 多摩丘陵の自然入門 ～驚き感動まちだの自然大発見～

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

町田市及び近隣の色々なフィールドで自然観察を行うことにより、親しみ楽しみながら、多摩丘陵の自然を知り、保全の実情と活動について学びます。そして、学んだことを身近な人たちに広め、多摩丘陵の自然に関心を持つ方を増やすことを目指します。

対 象

どなたでも ※ただし、応募多数の場合は①2024年度前期同講座受講済の方②市内在住の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,500円

会 場

①和光大学ポプリホール鶴川・鶴見川周辺、②玉川大学キャンパス、③芹ヶ谷公園、④都立大戸緑地、⑤中央図書館

日時 内容 講師

回	日 時	内 容	講 師
1	10月20日(日) 10:00～12:30	開戸親水ひろばで魚をとろう！ ～鶴見川で学ぶ足元の自然！～	和光大学 環境保全 サークル かわ道楽
2	10月27日(日) 10:00～13:00	タネから木を育てよう！ ～多摩丘陵の拠点緑地のひとつ玉川大 学・玉川学園キャンパスの自然にふれな がら～	玉川大学 教授 山崎 旬 氏
3	11月3日(日) 10:00～12:30	芹ヶ谷公園の多様な自然を知る	芹ヶ谷の自然と絆を育 む会
4	11月17日(日) 9:40～13:10	都立大戸緑地の自然 地域の自然を 守り親しむ	西武・多摩部の公園 パートナーズ
5	12月1日(日) 10:30～12:40	【室内講義】 足元の自然を子どもたちに引き継ぐため に 学習のまとめ、振り返り交流会	和光大学 教授 堂前 雅史 氏

募 集 ・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
30人	18人	68人	17人

参加者の声

- ・ 鶴川近辺の鶴見川などの生き物をいろいろ面白く紹介してもらえました。(第1回)
- ・ 玉川大学の広大な敷地の中の森を歩き、沢山の植物と触れ合うことができました。前に最後に採集した種子を鉢に植えたので、家で育てたいと思っています。(第2回)
- ・ 芹ヶ谷公園の広さ、自然の豊かさを体感することができました。(第3回)
- ・ 町田の奥深さ、自然の大切さ、生物多様性の重要性を学ぶことができました。(第4回)
- ・ 山や自然が好きで歩いていますが、いつまでもその環境を残すために生物多様性は重要であり、都市の開発の仕方や個人の考えの中に自然を意識することは大事と再認識できました。(第5回)

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲講座の様子(第2回)



▲講座の様子(第3回)



▲講座の様子(第4回)



▲講座の様子(第5回)

学びのきっかけづくり講座 2024年、世界はどう変わる～2つの大統領選挙から

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

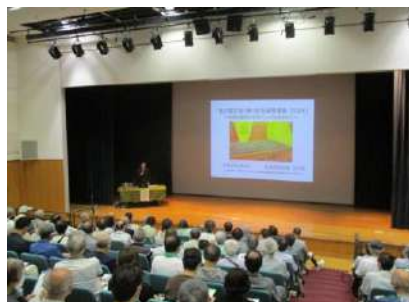
2024年はロシアとアメリカで大統領選挙が行われます。この講座では2つの大統領選挙を見据え、今後の世界の動きや日本を取り巻く安全保障環境を考えます。市民の学びの裾野を広げ、学びに出会うきっかけづくりを目的とした生涯学習センター「学びのきっかけづくり講座」の一つとして開催します。

対 象

どなたでも(全3回の講座に参加できる方)

周 知 方 法

広報・ホームページ・チラシ・X



▲講座の様子（第1回）

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

内 容

	日時	内容	講師
1	6月6日（木） 14:00～16:00	我が国を取り巻く安全保障 環境：2024年	防衛省防衛研究所長 石川 武 氏
2	6月20日（木） 14:00～16:00	ロシア大統領選挙後のロシア・ ウクライナ情勢	防衛省防衛研究所研究員 長谷川 雄之 氏
3	7月4日（木） 14:00～16:00	アメリカ大統領選挙と国際政治	慶應義塾大学環境情報学部 教授 渡辺 靖 氏

募集・ 参加状況

募集	応募	参加（延べ）
150人	145人	388人

参加者 の 声

- ・ 中華民族に偉大な復興思想があることを初めて知ることができ、最近の行動のよりどころが分かったような気がしました。
- ・ 中国の概要はおよそわかっていたが、各種資料により理解が深まった。
- ・ ロシアによるウクライナ軍事侵攻の経緯・現状などを説明してもらうことができた。
- ・ 最近の情勢を具体的に説明して頂き、日頃の足りない知識を再確認できました。
- ・ アメリカの実情について相当細部まで話が聞けて大変参考になった。
- ・ バイデンとトランプの対比とその背景、アメリカの現状について理解できました。
- ・ アメリカ大統領選挙で普段疑問に思っていた事がこの講座でスッキリしました。



▲講座の様子（第2回）



▲講座の様子（第3回）

学びのきっかけづくり講座 人生100年時代の自分らしいライフ＆キャリアとは？

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

本講座は、余暇の過ごし方や生きがいのこと、またお金や仕事のことなど、シニア世代や若者・生産年齢層に興味・関心のある講座を開催し、市民の学びの裾野を広げ、学びに出会うきっかけづくりを目的とした生涯学習センター「学びのきっかけづくり講座」の一つとして開催します。

暮らしを支え生きがいや喜びをもたらす仕事と、生きていくうえで欠かせない生活（家事や育児、介護など）の両立を目指すことを目的とします。

対 象

どなたでも(原則二回連続で受講可能な方。市在住、在勤、在学の方を優先)

周 知 方 法

広報・ホームページ・チラシ・X

費 用

無料

会 場

町田市民文学館ことばらんど

内 容

	日時	内容	講師
1	11月30日（土） 14:00～16:00	『ライフ・シフト』をもとにこれからの働き方を考えるセミナー	ワーク・ライフバランス コンサルタント 小山 佐知子 氏
2	12月7日（土） 14:00～16:00	『ライフ・シフト』をもとにしたワークショップ	

募集・ 参加状況

募集	応募	参加（延べ）
25人	12人	18人

参加者 の 声

- ・自分と向き合いアウトプットする時間がとても大切だということに気がきました。自分にとっての幸せを考える良い期間になりました。
- ・皆さんとワークショップで資産のアウトプットを共有することで自分自身の気づきになり、とても勉強になりました。
- ・普段考えなければと思いつつ、なかなか時間がとれないで、こういう機会をいただけてよかったです。
- ・現在の社会の現況や働き方について、目からうろこのお話が多く、とても参考になりました。

講座風景



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

学びのきっかけづくり講座 歌で作る健康と仲間づくり～唱歌・童謡を中心に～

【役割 1】
学びの裾野を
広げる

目 的

本講座は、余暇の過ごし方や生きがいのことを実技で学ぶ講座として、高齢者層が興味を持つ唱歌・童謡を中心とした選曲で合唱を体験する講座で、以下 3 つを目的としています。

- ・歌うことによる運動効果
- ・美しいメロディーに触れることによる心の豊かさの醸成
- ・合唱を通じた仲間づくりのきっかけ

対 象

町田市在住・在勤・在学で、全4回参加できる方

周 知 方 法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

会 場

忠生市民センター

内 容

	日時	内容	講師
1	10月22日（火） 14:00～16:00	唱歌・童謡の歴史と合唱の練習	合唱指導：桜美林大学 芸術文化学群教授 植木 紀夫 氏 ピアノ伴奏：桜美林大学 学生
2	10月29日（火） 14:00～16:00		
3	11月 5日（火） 14:00～16:00		
4	11月 9日（土） 14:00～16:00	発表会に向けて練習 発表会（15:00から）	

募集・ 参加状況

募集	応募	参加（延べ）
40人	30人	95人

参加者 の 声

- ・予想していたより、いろいろ歌の解説など、お話をきけて脳が活性化された。体もよく使い、ほどよい運動になった。
- ・曲の説明がよかった。小さいときに歌った曲なので懐かしい。
- ・練習成果が出てすばらしい。回を重ねるごとに楽しかった。
- ・先生から曲が作られた時代や色々なお話を聞くことができ、とても楽しい講座だった。
- ・声を出すこと、みんなで歌うことは楽しいと感じた。コロナ以降、声を出すことがなくなり、改めて歌はよいと感じた。
- ・ハモることの難しさと楽しさを改めて感じた。

合唱の練習の様子▶



学びのきっかけづくり講座 40代・50代のための賢い選択～これからのライフプランとお金の備え～

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

本講座は、生産年齢層の中でも特に結婚や子育てなどのライフイベントが一段落し、定年後のライフプランニングを考え始める世代の40～50代を主な対象として開催します。
「未婚」「既婚」「子育て」などに加え、「介護」など新たなライフイベントにも直面する世代に対して、多様なライフスタイルに対応した資産形成や老後準備の具体的対策について学ぶ機会を提供します。

対 象

どなたでも(原則二回連続で受講可能な方。市在住、在勤、在学の方を優先)

周 知 方 法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

会 場

パリオ町田

内 容

	日時	内容	講師
1	2月8日(土) 14:00～16:00	賢い選択のための金融リテラシー 基礎知識	ファイナンシャルプランナー 満野 真吾 氏 (東京都金融リテラシー向上 のための講師派遣運営事務 局派遣講師)
2	2月15日(土) 14:00～16:00	多様なライフスタイルに合わせた資 産形成	

募集・ 参加状況

募集	応募	参加(延べ)
※24人	40人	65人

※当初24名の定員でしたが、申し込みが多く36名に増員しています。

参加者 の 声

- ・ 講師の方の話し方が良く、あっという間の2時間でした。ただ話を聞くだけでなく、同じ目的で出会った方とお話できたのも良かったです。
- ・ 一般的な内容でありましたが、知らないこともあり参考になりました。また、出席者と話し合う時間もあり、とても良い講義内容でした。
- ・ 投資についてもう少しお話を聞きたいです。お隣の方も同じ年代で、話がはずみました！
- ・ 50代の趣味、教養につながる講座があると嬉しいです。
- ・ 土曜日にも、参加しやすい講習等を企画していただけたら嬉しいです。

講座風景



▲講座の様子(第1回)



▲グループワークの様子(第2回)

和光大学共催講座
子ども・家庭・地域のウェルビーイングを支える「ムーブメント教育」

【役割1】
 学びの裾野を
 広げる

目 的

大学の地域貢献の一環として、大学の持つ知的財産を市民に還元することで、市民の学習能力の向上と学習活動の活性化を図ることを目的とします。市民の学習ニーズに幅広く応えられるよう、大学と連携して、講座・講演会を実施します。

対 象

どなたでも（原則として全回出席できる方）

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター・X・保育所等へのメール配信

費 用

無料

会 場

町田市生涯学習センター

**日時
内容
講師**

	日時	内容	講師
1	6月3日（月） 18:00～19:30	ムーブメント教育って何？ ～ウェルビーイングを視座とした発達支援～	和光大学 現代人間学部 人間科学科教授 大橋 さつき 氏
2	6月10日（月） 18:00～19:30	環境との相互関係の中で子どものウェルビーイングを考える ～ムーブメント遊具の活用を中心に～	
3	6月17日（月） 18:00～19:30	地域のウェルビーイングと遊びを活かした子育て支援 ～多世代交流型の遊びプログラムの実践～	

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加（延べ）
35人	26人	65人

**参加者
の 声**

- ・一枚の布で本当にいろいろなことができて楽しかったです。子ども達がやってみたい！と楽しんで体を動かせる引き出しを増やしたいです。
- ・1人での参加でしたが、実技を通して様々な方と交流できて心地よく帰路につけました。ありがとうございました。
- ・講義から実技まで本当に楽しく参加させていただきました。保育士として勤務していますが、障害を持ったお子さんにも携わっています。ムービング教育を実践していきたいと思えます。

昭和薬科大学共催講座 身体疾患を可視化し「寿命の質」を高める

【役割1】
学びの裾野を広げる

目 的

大学の地域貢献の一環として、大学の持つ知的財産を市民に還元することで、市民の学習能力の向上と学習活動の活性化を図ることを目的とします。市民の学習ニーズに幅広く応えられるよう、大学と連携して、講座・講演会を実施します。

対 象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター・X

費 用

無料

会 場

町田市民フォーラム



日 時 内 容 講 師

日 時	内 容	講 師
12月21日(土) 14:00～16:00	MRIの最先端研究：がんと認知症を超早期に発見したい	量子医科学研究所 上席研究員 青木 伊知男 氏
	疾患を強調する造影剤と元素の話	昭和薬科大学 教授 唐澤 悟 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
140人	107人	79人

参加者の 声

- ・ MRIの検査について健康上の問題があるのではないかと心配していたが、今日のお話であまり怖がらなくてもいいことがわかってよかった。がんや認知症の早期発見につながる安全な検査の方法の開発の大切さを実感した。
- ・ 造影剤というとバリウムしか経験がありませんが、いろんな細かいところまでお話をきいて、随分よくわかりました。がん細胞も何か違う視点で見ることができました。
- ・ わかりやすくよかったです。今後も市民のために行ってください。
- ・ 最先端の研究内容について情報が得られたので役に立った。研究は進歩してゆくの、定期的な講座を実施して欲しい。

町田国際交流センター共催講座 日本で働く海外から来た方々と交流しましょう！

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

国籍や民族が異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、ともに生きていくことを目指すための学習事業です。

対 象

どなたでも

日 時

2月9日（日）13:30～15:30

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

会 場

町田市民フォーラム



▲講座の様子

内 容

第1部
西アフリカのジャンベとダンス
（花岡英一 Djembe Group & STUDIO BARJARA DANCERS）
第2部
日本で働く海外から来た方々によるパネリストトーク
（インドネシア出身、ポーランド出身、シリア出身、リビア出身の4人）
第3部
交流会

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
150人	65人	51人

参加者 の 声

- ・多くの外国の方がいるのはわかっていましたが、顔が見える形で個々のお話しが聞けたことがよかったです。
- ・パネリストのスピーチは日本での生活の大変さや自国の紹介、日本とのつながりなど、自身の体験をのべられており、とても興味深いものでした。
- ・西アフリカのジャンベ・ダンスを見て、音楽とダンスのすばらしさを再認識しました。新しいミュージックとダンスがとても新鮮でした。
- ・日本での体験や自国のことなど、パネリストの生の声はとても貴重だと思いました。
- ・今まで知ることができていなかった様々な国について話を聞くことができた。会場との対話もよかった。

親と子の学びのひろば「パパと一緒にきしゃポッポ」

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

0～1歳児の保護者のうち、男性保護者を対象とした家庭教育支援事業です。親子で楽しめるスキンシップ遊びや手作りおもちゃの製作方法などを保育士から学んだり、家庭教育や子育てに役立つ知識の習得や仲間づくりを目指します。

対 象

市内在住の0～1歳児とその父親

日 時

原則毎月第3日曜 10:00～12:00

周知方法

広報まちだ・まちだ子育てサイト・チラシ・X・メール配信サービス

会 場

生涯学習センター他

費 用

無料

内 容

- ①親子のスキンシップ遊び
- ②手作りおもちゃの製作 など

講 師

保育士（会計年度補助職員）

募集・ 参加状況

実施	募 集	応 募	参 加（延べ）
11回	各親子9組	66組	132人

参加者 の 声

- ・ 気軽に参加できて良かったです。
- ・ 色々な遊びを体験できてとてもいいと思います。



小学校低学年の保護者向け講座 年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座 ～イライラしない子育て術～

【役割1】
 学びの裾野
 を広げる

目 的

小学校低学年期の子育てに必要な幅広い知識を、項目ごとに習得することで、親自身が心に余裕をもち、子育てに対して前向きになることを目指します。また、保育をつけることにより、子育て中の保護者が安心して学習に集中できる環境を提供します。

対 象

市内在住の2025年度小学校入学予定から小学校3年生の子を持つ保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・ポスター・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

忠生市民センター

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	6月6日(木) 9:45～11:45	スマホ・ゲームとの付き合い方	臨床心理士 長澤 恵美 氏
2	6月13日(木) 9:45～11:45	子どもとの関わり方のコツ	
3	6月20日(木) 9:45～11:45	アングーマネジメント	
4	6月27日(木) 9:45～11:45	コミュニケーションスキルで より良い関係作り	

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
24人	23人	75人

参加者 の 声

- ・最初はグループワークはどきどきしていましたが、他の人の話を聞いて、他の人も同じだと思うと、気持ちが楽になりました。
- ・自分の考えのくせを見つめることができたこと。ロールプレイや話し合いで、他のママの考えから気づきがあったり、共感で勇気をもらった。
- ・子どもに対して教えるという立場でいつも指示や命令や意見・忠告いろいろしていました。“傾聴”が全てだと思います。意識して子どもを尊重してコミュニケーションをとってきたいです。
- ・少し子どもと話す機会が増えてきている。学校のこと話してくれるようになった。



▲講座の様子



▲グループワークの様子

小学校中・高学年の保護者向け講座 親子でのぼうろ、大人への階段 ～10歳からの子育てのヒント～

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

小学校高学年期の子どもの成長を理解し、より良い親の関わり方を考えることを通じて、子育てに前向きになることを目指します。

対 象

市内在住の小学校3～6年生の子どもを持つ保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

なるせ駅前市民センター

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	11月11日(月) 9:45～11:45	子どもの心のコーチング ～子どもの幸せな自立に向けて～	NPO法人ハートフルコミュニケーション代表理事 菅原 裕子 氏
2	11月25日(月) 9:45～11:45	親子コミュニケーションのコツ	NPO法人ハートフルコミュニケーション 理事 小川 美香 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
30人	26人	36人

参加者 の 声

- ・ 子供とのコミュニケーションで悩んでいたのが、今日の講義を聞いて、まずは子供の心の声を聴いてみたいと思いました。「受けとめる」のは難しいですが、まずは実践してみたいと思います。
- ・ 子供の悩みについて解決の糸口が見つかったように感じます。まずは自分が変わって子供に接してみたいと思います。
- ・ より具体的に他の受講者の話が聞けて、参考になったり、共感し合えて良かった。言葉にして自分の気持ちを表すことで見直すきっかけになったり、それがストレス発散になることを実感しました。



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

かつては15歳だったおとなのための思春期講座 子どもの思春期と「信じて任せて待つ」親子関係

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

思春期の青少年の環境について知ること、保護者や関わる人の心に余裕が持てるようになることを目指します。

対 象

市内在住の小学校5年生～高校生の子どもの持つ保護者優先

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

町田第一中学校

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	1月18日(土) 10:30～12:30	思春期と向き合うおとなの基礎知識 ～子どもの自立と親子関係	川口市いじめから子どもを守る委員会 委員 宮下 聡 氏
2	2月1日(土) 10:30～12:30	大学生と共に考える「あの頃の悩み・気持ち」 ～グループディスカッション	
3	2月15日(土) 10:30～12:30	「信じて任せて待つ」とは…「不安・悩み」を考える	

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
25人	14人	30人

参加者の 声

- ・ 思春期は「共感」して子供と過ごせばいいのかなと少し、今後の方向性が見えました。子供が反抗したり、逸脱行動したりしても「いよいよきたか」と心の準備もできたので本当にありがたかったです。子供の問題行動を「成長の一過程」と少し喜べる余裕ができたことが一番の収穫でした！
- ・ とても響くお言葉をたくさん頂き、ありがとうございました。振返りをして、これからの子育てに生かせるようにしていきたいです。私自身のお話も聞いて頂けて、とても救われました。
- ・ 同じような悩みを抱えている方たちが多く、少し安心しました。先生の言葉がとても心に響きました。



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

テーマ別講座 小学生の子を持つ保護者向け講座 「親子で楽しくお料理作り講座」

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

小学生の子育てに必要な子どもとのコミュニケーションを食育を通して習得することで、親自身が心に余裕をもち、子育てに対して前向きになることを目指します。また、保育をつけることにより、未就学児を子育て中の保護者が、小学生の子どもと二人で向き合う時間を作り、安心して学習に集中できる環境を提供します。

対 象

市内在住の小学生とその保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・ポスター・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

生涯学習センター

費用

材料費（親子2名分）
第1回：800円、第2回：500円

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	6月15日(土) 10:00～12:00	保育面接・ママやパパとお菓子作り ～優しく楽しいお菓子作り～	お菓子教室 étoile 主宰 森田 美幸 氏
2	6月29日(土) 10:00～12:00	子どもと一緒に簡単♪時短料理を作ろう ～お手伝いできるよ♪簡単な朝食メニュー～	食育ボランティア

募集・ 参加状況

募 集 (※)	応 募	参 加 (延べ)
16人	42人	28人

(※) 親子2名×8組

参加者 の 声

- ・ 子どもが一人でも作れる作り方だった。やはり出来立てを食べられる事は手作りのみで味わえるので、お菓子作りは少しおっくうだなと思っていましたが、これからはどんどんチャレンジしていきたいなと思いました。
- ・ 洗い物が少なく済むレシピで、普段の生活にも取り入れられて、とても充実した内容でした。
- ・ 災害のときに実用的なクッキングを教えていただき、うちでも実践してみようと思います。
- ・ 平日は忙しく、一緒に料理する事ができないので、時間をとって向き合う時間ができ良かったです。



▲講座の様子（第1回）



▲講座の様子（第2回）

テーマ別講座 夏休み親子講座「谷戸で見つけた！夏の昆虫」

【役割1】
学びの裾野
を広げる

目 的

興味を持つ子どもが多いテーマである昆虫について、親子がともに学ぶ場を提供します。就労や家事・育児など忙しい日常を送っている保護者が、夏休みを利用して子どもと一緒に体験活動プログラムに参加する中で、親子間の交流を深め、学びのテーマを共有するきっかけを作ることを目的とします。

対 象

市内在住の小学生とその保護者

周知方法

夏休みこどもフェア・まちだ子育てサイト・チラシ・X・メール配信サービス

会 場

忠生公園、忠生がにやら自然館

費 用

無料

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	8月20日(火) 9:30～11:30	親子で自然体験！フィールドワーク	森林インストラクター 池田 倫子 氏
2	8月20日(火) 12:30～14:30	スケッチをして虫のカラダの形を知ろう！	昆虫研究家 吉谷 昭憲 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
各親子10組 (20名) 程度	午前：親子7組 (16名) 午後：親子6組 (14名)	24人

参加者 の 声

- ・ 昆虫採集のやり方が、今後の参考になりました。トンボの産卵のしかたが種類によって違うことを知り、今後、見るときに注意してみようと思いました。こどもと話したり、先生の話聞きながら心にゆとりをもって昆虫採集などができ良い時間をすごせました。
- ・ 虫の採り方や見つけ方など、親子共に大変参考になりました。座学でのクイズは知らないことが多く面白かったです。
- ・ スケッチの描き方の講座に初めての参加だった為、大変勉強になりました。
- ・ 虫の事をあまり知らなかったなので、虫の体のつくりなど知れたので良かったです。



▲フィールドワークの様子（午前）



▲ワークショップの様子（午後）

テーマ別講座
不登校・行き渋りに関する保護者向け講座
「不登校・行き渋りを考える」

【役割 1】
 学びの裾野を
 広げる

目 的

子どもにとってどんな環境が望ましいのか、子ども目線で考えるきっかけの提供を目的とします。

対 象

町田市在住・在勤・在学中で、子どもの不登校・行き渋りに悩みや関心がある保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・X・メール配信サービス

会 場

生涯学習センター

費 用

無料

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	9月28日(土) 13:30~15:30	不登校・行き渋りとは	一般社団法人 不登校支援センター カウンセラー 本沢 裕太 氏
2	9月29日(日) 13:30~15:30	不登校・行き渋りの基礎知識	NPO法人リトリ共同代表 広田 ゆう大 氏

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)
各回30名 (うち保育あり8名)	9月28日：17人 9月29日：14人	28人

**参加者
の 声**

- ・ 子どもの心理的要因やその他の環境的な要因などいろいろな視点で問題を見ることの大切さを再確認しました。
- ・ フリートークで同じ悩みを持つ保護者の方と話し合えて、気が楽になった。子供の課題として、不登校をとらえることを知れてよかった。
- ・ 子供への寄り添いの姿勢や心構えが参考になった。

(公財) 明治安田こころの健康財団共催事業
【YouTubeセミナー】
不登校・行き渋りに関する保護者向けオンデマンド講座

【役割1】
 学びの裾野
 を広げる

目 的

家庭教育内でも大きな問題の一つである「不登校」について学ぶことで、保護者自身が少しでも心に余裕をもって子どもに接するきっかけをつかんでもらうことを目的とします。

対 象

どなたでも

費用

無料

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

会 場

オンデマンド受講（録画視聴）

※録画された講座を、インターネット上で期間限定で視聴。

**日 時
内 容
講 師**

日 時	内 容	講 師
11月1日（金） ～ 12月31日（火）	不登校の理解と支援	信州大学教授 本田 秀夫 氏
	不登校後の支援を考える	岩手大学准教授 樋口 くみ子 氏

**募集・
参加状況**

	視聴回数（延べ）
不登校の理解と支援	2323回
不登校後の支援を考える	940回

**参加者
の 声**

- ・ 自分の子どもに行きしぶりがあり対応を模索中なので、今回の講座はとても勉強になりました。
- ・ 不登校について、自分はまだまだ理解したつもりで全然できていなかったと感じました。大変ためになりました。
- ・ 学校へ行かなければならない考え方の薄れなど、社会的にも登校と不登校は地続きとこのように納得しました。



▲「不登校の理解と支援」

講師：本田 秀夫 氏



▲「不登校後の支援を考える」

講師：樋口 くみ子 氏

平和祈念事業
「夏の平和イベント」

【役割1】
学びの裾野を
広げる

目 的

戦争の悲惨さや平和の尊さについて考え、次世代に語り継ぎ、自分にできる平和への取り組みを探る機会とすることを目的し、戦時資料の展示や講演会等を実施します。

日 時

①8月6日(火) ②8月8日(木) ③8月9日(金) ④8月9日(金)
⑤8月10日(土) ⑥8月10日(土) ⑦⑧⑨⑩8月6日(火)～8月10日(土)

対 象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・生涯学習NAVI・X・
プレスリリース

費 用

無料(材料費あり)

会 場

生涯学習センター

内 容

	イベント名	内 容
①	語り継ぐ広島原爆被爆体験「被爆体験を語り継ぐ、受け継ぐということ」	実際に被爆された方の講話を通じて、原爆の悲惨さを感じ、平和の大切さを考える機会とする。 i 原子爆弾とは何か ii 中学生の頃、勤労動員の工場で被爆したご本人による講話 iii 被爆経験をもとにした紙芝居上演と、本人による講話 iv まとめと質疑応答
②	【子ども向け】広島・原爆のお話 & 紙芝居&アニメ 	被爆により12歳で亡くなった佐々木禎子さんにまつわるアニメとお話を中心にする事で、子どもたちが原爆や戦争・平和について考える機会とする。 i 紙芝居上演「町田に集団疎開した子どもたち」 ii 「つるにのって」佐々木禎子さんにまつわるアニメ iii 「サダコの4675日」佐々木禎子さんの生涯についての講話 iv 「広島原爆の総括と被爆体験」実際に被爆された方の講話と質疑応答
③	【子ども向け】プロ棋士から学ぼう！はじめての親子将棋教室	将棋が題材で出てくる紙芝居「のぼら」の上演と将棋の運指方法の講座。将棋盤での争いと、戦争という命を奪う争いのとの違いから、平和の大切さを感じてもらう。
④	語り継ぐ長崎原爆被爆体験 & かわせみ座による朗読劇 	以下6本のプログラムを通じて、原爆の悲惨さと平和の大切さについて考察した。 i 放射線の研究者であり、長崎原爆にて被爆した永井博士の長女(3歳のときに被爆)の生涯についての話「永井隆博士の長女茅乃さんの生涯を探る」 ii 小学6年で長崎にて被爆した、前町友会会長深堀寛治(かんじ)さんの遺稿文を朗読「深堀さん遺稿文朗読」 iii 「原子爆弾とは」原子爆弾の解説 iv 長崎原爆により亡くなった林嘉代子さんをしのんで母が植えた、長崎市立城山小学校の桜を題材とした絵本(元町田市立南成瀬小学校の先生・山本典人著)の朗読劇「かよこ桜」上演 v 「町田市非核平和都市宣言」朗読 vi 質疑応答

	イベント名	内 容
⑤	【親子参加】シリア料理 を作って文化を学ぼう	親子で一緒にシリア料理を作りながら、シリアの文化や中東の現状を学ぶ。
⑥	美術と音楽にみる戦争	直接心に届きやすい、美術や音楽を題材に、芸術にも戦争の影響があることを伝えた。 i 「美術家たちの戦争」国際版画美術館学芸員による、版画に刻まれた戦争表現や藤田嗣治などの戦争画についての講話 ii 「戦争と音楽－音が現してきたもの」ピアニスト 江澤隆行氏による、♪海ゆかば など戦争に関連する楽曲演奏と解説
⑦	【展示】企画展：世界 の子どもたちが見た平和 と戦争	ウクライナの子どもたちが描いた、戦争前後の絵画を並べて展示するとともに、世界各国の子どもたちの絵を展示。子どもたちの感性を通して、戦争と平和について考えてもらうための企画展。
⑧	【展示】戦時資料展・原 爆被爆証言上映	戦時中使っていた道具や写真を展示、市内在住の被爆者の方の証言ビデオを上映。
⑨	【展示】平和の絵手紙・ 戦時中の体験を記した 「一枚のハガキ」展示	市内の子どもたちが描いた平和の絵手紙と、市民から寄せられた戦時中の体験を記したハガキを展示。
⑩	原爆被爆関連 資料等の展示	ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスターや、サダコと折り鶴ポスターを展示。

募集・
参加状況

参 加 (延べ)

550人

参加者
の 声

- ・ 実際に戦争が起こっている中で生きてきた方々、原爆を目の当たりにして見た光景や想いを生の声で聞くことができ、とても貴重な時間となりました。今後もこの時代、出来事を忘れず、自分の出来ることをやって生きたいと思います。
- ・ 永井隆さんのことを初めて知りました。想像を絶する痛み苦しみ悲しみを経験され病床にいらっしゃるのに瞳の明るい光と笑顔、寄り添うお子様の澄んだ眼差しに心打たれました。亡くなられた会長さんの「行政と司法のかいりを埋めなければならない」「核廃絶」の言葉に強く共感しました。かわせみ座さんの朗読、悲しみと戦争を起こしてはいけないということが、人の生の声でより現実的に伝わってきました。小学生の息子も聞き入っていました。
- ・ はじめて食べる料理で通常できない体験ができました。シリアでの日常の食事や、子供たちとの生活の様子をもっと知ればよかったと思います。興味を持つきっかけになったのでよかったです。
- ・ 作品の裏にいる作家の心情や立場、葛藤が感じられ考えさせられました。藤田氏の今まで知らなかった一面を知ることが出来、今後作品を見る時も思い出すと思いました。ピアノ演奏も江澤さんが戦争に関する曲をうまく選んでくださり、お話も上手で曲のエピソードも興味深く、美しい音色と共にとても楽しめました。「海ゆかば」は聞いていたまらない気持ちになりましたが、改めてまたこのように若者が死地に送られるような国にならないよう、がんばらなければと思いました。



【役割 2】

誰もが学べる環境をつくる

- 学ぶことに支援が必要な方の学びにつながる事業
- 時代に応じた必要なリテラシーを身につけることができる事業
- 地域や時間の制約なく学ぶことができる環境をつくる事業
- 多くの市民が学びにつながることを支援する事業

障がい者青年学級

【役割 2】
誰もが学べる環
境をつくる

目 的

1974年の開設以降、知的障がいのある方を対象に、音楽・スポーツ・演劇・創作活動などを通して、集団活動に取り組み、「生きる力・働く力の獲得」という目標のもと、「自治活動（話し合いを元にした仲間づくり）」「生活づくり」「文化の創造」という3つの柱を軸に活動しています。

沿 革

- 1974年 青年学級開設（学級生20人）
…障がい者の親による要望を町田市が受け、社会教育の場と位置づけつつも、福祉職員（ケースワーカー）らと協力しながら、公民館で学級を開設。
- 1985年 コース制での活動開始（学級生57人）
…青年が自身のやりたいこと（音楽、スポーツなど）を選び、希望別に分かれた10～20人の基礎集団を活動単位として学級活動を展開する。
- 1991年 ひかり学級開設（学級生105人）
…学級生の増加に対応するため、公民館で活動する「公民館学級」と、ひかり療育園（忠生）で活動する「ひかり学級」に分級。
- 1997年 土曜学級開設（学級生169人）
…当初は休日の小学校舎を借りて発足したが、2002年公民館の移転に伴い、現在の生涯学習センターで活動を行う。

3 学級の概 要

学級名	活動日（原則）	活動場所	学級生数	担当者数
公民館学級	毎月第1・3日曜日	生涯学習センター	52	22
ひかり学級	毎月第1・3日曜日	ひかり療育園	36	14
土曜学級	毎月第2・4土曜日	生涯学習センター	38	10

2024年度 の 状 況

（1）学級風景



← 成
果
発
表
会
の
様
子



← 調
理
活
動
の
様
子

（2）一年間の活動を振り返って

1974年にスタートした町田市障がい者青年学級は、2024年で50年を迎えましたが、この一年を振り返ると、いろいろな出来事がありました。

活動場所となる生涯学習センターが改修工事により10月から休館となってしまうため、公民館学級と土曜学級は、町田第一中学校や町田市民フォーラムで活動してきました。不慣れな場所での活動になりましたが、歌ったり、運動したり、普段どおりに楽しく過ごすことができました。

11月には有志で実行委員会が立ち上がり、50年記念式典が町田市民ホールで開かれました。

そして翌年3月、締めくくりの成果発表会は、忠生市民センターにて3学級合同で盛大に執り行われました。

学級生が作った →
50年記念の旗



【 公 民 館 学 級 】

開催日程

回数	日にち	内 容	回数	日にち	内 容
1	4月21日	語る会	9	12月15日	コース活動
2	6月2日	開級式	10	1月19日	コース活動
3	6月16日	コース活動	11	2月16日	コース活動
4	7月7日	コース活動	12	3月2日	成果発表会
5	7月21日	コース活動			
6	9月1日	台風の影響のため中止			
7	10月20日	コース活動			
8	11月17日	コース活動			

班・コースごとの活動内容

班・コース名 (活動テーマ)	活 動 内 容	学級生人数		
		男	女	合計
「コンサート」コース	個々の生活や社会問題などについて話し合いながら皆の気持ちを歌にしてきました。学級外で行われるコンサートなどのイベントに積極的に関わることで、自分たちの歌や思いを外へ発信しています。	12	11	23
「ファイト いっぱつ！レインボー」コース	「いろいろな素材を使って、絵を描きたい」「スポーツをしたい」「散歩をしたい」といった要求をもった人が集まりました。外出先では自然の中をハイキングしたり、デイキャンプしたり、普段の活動では、手作りしたものでスポーツをするなど、様々な活動に取り組みました。	10	3	13
「劇・ミュージカル」コース	劇ミュージカルという形を通して、自分たちの思いを社会に向けて発信しています。2024年度は「命の大切さ」「愛することのすばらしさ」「青年学級の大切さ」をテーマにミュージカルで表現しました。	10	6	16

【 ひ か り 学 級 】

開催日程

回数	日にち	内 容	回数	日にち	内 容
1	4月21日	語る会	9	11月3日	全体活動、グループ活動
2	6月2日	開級式	10	11月17日	全体つどい、コース活動
3	6月16日	コース活動	11	12月1日	全体活動※1、コース活動
4	7月7日	コース活動	12	12月15日	忘年会（調理・全体活動）
5	7月21日	コース活動	13	1月19日	コース活動、新年会
6	9月1日	台風の影響のため中止	14	2月2日	コース活動、全体活動
7	10月6日	ひかりまつり	15	2月16日	コース活動、全体活動
8	10月20日	全体つどい、グループ活動	16	3月2日	成果発表会

※1 忠生市民センターまつり舞台発表

班・コースごとの活動内容

班・コース名 (活動テーマ)	活 動 内 容	学級生人数		
		男	女	合計
赤いひまわりコース (音楽コース)	ハンドベルの練習を始めました。音符の形を作り、ハンドベルに合わせた色を塗り、磁石を貼りました。ド(赤)レ(橙)ミ(黄)ファ(緑)ソ(青)ラ(紺)シ(紫)。各音40枚以上、300枚以上の音符を、皆で作りました。ホワイトボードに音符を貼り楽譜を作り、それぞれの色のハンドベルを持ち、指揮者が指す色を鳴らし演奏しました。	3	5	8
紅花みるくレモンいきいき美ら海ランドコース (ものづくりコース)	七夕や行事に合わせた作品作り、調理活動や歌作り等様々な創作活動に取り組みました。亡くなったコースの仲間との思い出を作文に書き起こしたり、劇や歌作りにも取り組み、ものづくりを通して思いを共有することを大切にしました。	5	4	9
みんなの卓球ヒーローコース (スポーツコース)	スポーツや体を動かすことが好きな青年が多いです。卓球やディスクゴルフの際、青年同士で教え合う様子が見られました。特に、ひかりまつりでは、卓球教室を開催し、参加者に卓球を教えました。また、調理活動では、ホットドック、手打ちうどんといった季節に合わせたメニューを作りました。	9	0	9
ハッピーいのち!!どこまでもチャレンジコース	このコースには、自ら「何かにチャレンジしたい」という気持ちを強く持っている青年が多く在籍しています。毎回の活動で、近況報告などを通してのメンバー同士のコミュニケーションも活発に行っています。今年度は、新たな取り組みの「ひかりまつり」で、からあげやヨーヨー釣りの出店を開いたり、年末にはそば打ちなどに挑戦したりしました。	6	2	8

【 土 曜 学 級 】

開催日程

回数	日にち	内 容	回数	日にち	内 容
1	4月27日	語る会	9	12月14日	班活動
2	6月8日	開級式	10	1月25日	班活動
3	6月22日	班活動	11	2月22日	班活動
4	7月13日	班活動	12	3月2日	成果発表会
5	7月27日	班活動			
6	9月14日	班活動			
7	10月12日	班活動			
8	11月2日	班活動			

班・コースごとの活動内容

班・コース名 (活動テーマ)	活 動 内 容	学級生人数		
		男	女	合計
コスモスレッドグボス班 ゆらゆらゆめ班 (楽器演奏や軽スポーツやなど)	次の2点を目的に活動しました。①楽器演奏や歌を通して自己表現や仲間と協調することの大切さを学ぶ。②ルールに沿ったゲームをすることで、仲間を意識し体力の増進を図る。 なお9月までは2班に分かれていましたが、10月からは楽器演奏＆スポーツ班として1班で活動しました。	11	5	16
クッキングパパ班 わろてんか班 (調理や散歩など)	学級生からヒアリングした、希望する活動を中心に、調理や外出を通して学級全体が一体となった集団づくり、生活づくりと文化創造を意識して活動しました。また活動には、非日常体験を組み込みました。 なお9月までは2班に分かれていましたが、10月からは調理＆散歩班として1班で活動しました。	17	5	22

障がいがあってもなくても みんな一緒に 「りえ・りさDuo ピアノコンサート&交流会」

【役割2】
誰もが学べる
環境をつくる

目的

障がいのない人にも参加していただき、障がいの有無にかかわらず様々な体験を通して交流し、お互いの理解を深める機会とします。

また、障がい者の生活を知る機会を提供することで、障がい者の生涯学習の推進になるよう取り組みます。

対象

どなたでも（障がい者優先枠あり）

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

会場

南市民センター

費用

無料

日時 内容 講師

日時	内容	講師
2月23日(日) ①10:00～11:00 ②11:30～12:30	①ピアノコンサート ②交流会	木村 りえ 氏 木村 りさ 氏

募集・ 参加状況

募集	応募	参加（延べ）
60人	45人	42人

参加者の 声

- ・ お二人はとても明るくピアノの練習の仕方や日常生活についてお話してくださいました。いろいろと工夫しながら生活していらっしゃるのだなあとこちらも元気をもらいました。ピアノもすばらしくもっと多くの人に聞いてもらいたいと思いました。これからのお二人のご活躍をお祈りしています。ぜひまたこういう機会を作ってください。
- ・ 演奏だけでなく全盲の方がどのような生活されているか分かって参考になった。
- ・ 子ども、障がいある人ない人 高齢者…リラックスして参加できるコンサートは少ないので今日の企画ありがとうございます。午前中開催も嬉しい 玉川学園コミュニティセンター・鶴川ポプリホールでも事業を企画してもらえると嬉しいです 明るいトークも良かったです 「近くて遠いコンビニ」印象的でした。



▲ピアノコンサート 会場の様子



▲息の合った演奏の様子

目的

日常生活で使う文字や計算、小・中学校程度の学力を身につけるなど、学習したい人の要望にあわせ、義務教育程度の読み書きや計算を学習することを目的とします。

対象

文字の読み書きや、小・中学校程度の学力を身につけたい16歳以上の方

日時

毎月第1・第3火曜日（8月を除く。また、祝日およびセンター事業がある場合は、翌週に振替）
18：00～20：00

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター

費用

無料

会場

生涯学習センター（2024年4月～9月）
わくわくプラザ町田（2024年10月～2025年3月）

内容

日常生活で使う文字や計算、小・中学校程度の学力を身につけたい人のための学習会。学習したい人の要望にあわせ、義務教育程度の読み書きや計算を学習する。基本的に支援者がマンツーマンで学習を支援する。



▲センターまつり展示

募集・参加状況

実施回数	参加者延数	支援者延数
21回	136人	154人

参加者の声

「まなびテラスに参加してよかったこと」 ※センターまつり展示より抜粋

- ・ 身体と心の栄養をつけたい。
- ・ 地理・歴史を勉強したい。
- ・ 自分に自信が持てるようになりたいです。継続する力をつけたいです。
- ・ びょうきでがっこうをそつぎょうできなかったです。がんばってべんきょうをしたいです。
- ・ 色々なお話をしながら、楽しく勉強したいです！！
- ・ いろいろな人と話したいです。
- ・ しなものの、じがよめるようになること。
- ・ 教えるとは希望を語ること。学ぶとは誠実を胸にきざむこと。
- ・ 家で勉強に集中出来ない時、誰かに勉強を見ていただきたい時、まなびテラスに来られると良いかもしれません。おススメです。親切な方が多いです。

目 的

デジタル技術の活用を支援することで、様々なデジタルサービスの恩恵を受けられない市民を一人でも減らすことを目指します。

対 象

町田市内在住で、スマホの操作に慣れていない方

日 時

毎月第1・3土曜日、第2・4火曜日
9：00～12：20 （1回10名まで・一人40分）

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

内 容

スマートフォンの基本操作、メールの送受信、インターネット検索など初歩的な相談を、マンツーマン形式で行います。スマートフォンをお持ちでない方には、タブレット端末を貸し出します。デジタル技術を活用したサービス支援を行います。

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
220人	213人	213人

参加者
の 声

- ・ いつも熱心で親身になって教えていただき有難い限りです。
- ・ 今回も大変有益なことを教えていただき、雨の中来た甲斐が十分ありました。
- ・ 教師の方がとても良い！
- ・ 大変親切に教えて下さいました。助かりました！
- ・ 助かります！デジタルに弱いので…
- ・ 使い方を教えて、いただいて、ありがとうございます。

目的

デジタル技術の活用を支援することで、様々なデジタルサービスの恩恵を受けられない市民を一人でも減らすことを目指します。

対象

町田市内在住で、スマホの操作に慣れていない方

日時 会場

日にち	会場
10月2日（水）、9日（水）	ふれあいけやき館
11月5日（火）、12日（火）、19日（火）	ふれあいもっこ館
12月6日（金）、11日（水）、18日（水）	ふれあい桜館
1月7日（火）、21日（火）	ふれあいくぬぎ館
2月5日（水）、19日（水）、26日（水）	ふれあいいちよう館
3月5日（水）、11日（火）、18日（火）	ふれあいもみじ館
毎月第2土曜日	わくわくプラザ町田

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費用

無料

内容

市内施設に出張して、スマートフォンの基本操作、メールの送受信、インターネット検索など初歩的な相談を、マンツーマン形式で行います。スマートフォンをお持ちでない方には、タブレット端末を貸し出します。デジタル技術を活用したサービス支援を行います。

募集・ 参加状況

募集	応募	参加（延べ）
220人	218人	218人

参加者の 声

- ・ とても親切に教えて下さりとても勉強になりました。
- ・ 来て良かったです。
- ・ 丁寧に教えて頂き満足いたしました。
- ・ もっとやりたい。
- ・ 予約が取れないので、困っております。
- ・ 時間を長くしてほしい。

社会的課題対応講座 シニアのためのSNS活用講座 ～SNSの基本とLINEの活用 初心者編～

【役割2】
誰もが学べる
環境をつくる

目 的

行政サービスのオンライン化への対応、オンライン上のコミュニティ形成等を図るためことを目的とします。

対 象

市内在住・在勤のLINE操作に不安がある方、デジタル機器の操作を苦手とする方

日 時

3月7日（金）10:00～12:00

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

会 場

町田市民フォーラム

講 師

ネットforシニア 清水 静香 氏

内 容

SNSに関する基礎的な知識や注意事項を学んだ後、ご自身のスマートフォンを使って実際にLINEアプリを使った操作体験を行います。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
15人	25人	14人

参加者 の 声

- ・ 会話と写真くらいしか分からなかったが、他の機能が良く分かり、もっとLINEを楽しめます。
- ・ スマホを使いこなしていないので、分からないことばかり。また、講座を開いてほしいと思います。
- ・ 安全なLINEの使い方やレターシーリングや友達追加について、もう少し詳しく知りたかった。
- ・ LINE以外のSNSも知りたい、X・Face book・Instagram等。
- ・ 自由検索の時間をもう少し欲しい様に思いました。



▲講座の様子

社会的課題対応講座 初めての生成A I ～今後、生成A Iでどんな世界が広がる？～

【役割2】
誰もが学べる
環境をつくる

目 的

近年、開発や利用が進み、日常生活に浸透してきているA Iについて、基礎知識や利用法を身に着けることを目的とする。また今後、A Iによって社会がどう変わっていくかについても考えます。

対 象

どなたでも

日 時

3月5日（水）10:00～12:00

周知方法

広報・ホームページ・チラシ



▲講座の様子

会 場

町田市民フォーラム

費 用

無料

講 師

ソフトバンク株式会社 五條 眞樹 氏

内 容

前半は、A Iに関する概要を学んだ後、生成AIに関する説明及び利用上の注意点について解説。

後半は、生成A Iの活用が進んだ世界に関する動画を視聴し、チャットG P T等に質問をすると、どんな回答が返ってくるのか等を、講師の端末を用いて実演。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
24人	35人	21人

参加者 の 声

- ・ A I の知識がなかったので、大変参考になった。
- ・ 文章作り、レシピ検索などいろいろ使えそう。
- ・ プロンプトの仕方がよく理解できた。壁打ちとしてChatGPTを活用したいと思った。発想を広げる、考えを深めるために。生成A Iは気づきを与えてくれるもの。
- ・ 時々ChatGPTを使うので、今日のお話はよくわかりとても参考になりました。頼りきるのではなく活用し、参考にし、自分で判断しなければいけないということ、なるほどと思いました。今日は楽しい講座でした。ありがとうございました。
- ・ 今までAIの知識は漠然としていましたが、ChatGPTの長所・短所がよくわかり、それをふまえて日常生活に生かしていきたいと思います。
- ・ 生成AI…自分自身の考える力や判断力を磨く事がこれから更に大事になる事を思いました。また最後に紹介された動画；インターネットでつながっている…常に機械に支配されている様な、そんな世界。あまり信用出来ない。ありがとうございました。

【役割 2】
誰もが学べる
環境をつくる

檢 索



2023年度	前年比	2024年度
33,180回	23%減	25,577回

概要

市民が生涯学習を行う際に役立てていただけるよう、講座・イベント情報誌『生涯学習NAVI 好き！学び！』を年4回発行し、年間を通じて情報発信を行いました。

町田市役所内の各部署や施設、近隣大学等の講座・イベントの情報を掲載し、市内の公共施設にて無料で配布しています。

発行部数

夏号	秋号	冬号	春号
1,350部	1,350部	1,620部	1,350部
合計			5,670部

詳細

	配布時期	ページ数	情報数
夏号	2024年6月25日～ 2024年9月30日	44P	111件
秋号	2024年9月27日～ 2024年12月31日	44P	111件
冬号	2024年12月24日～ 2025年3月31日	40P	116件
春号	2025年3月26日～ 2025年6月30日	32P	81件



町田市生涯学習センター（町田市公式）のX（エックス）

【役割 2】
誰もが学べる
環境をつくる

概 要

若年層に、町田市生涯学習センターを知っていただき、施設の利用や講座・イベント等への参加を促すため、2019年10月からインターネット上のコミュニケーションツールであるX（旧 Twitter）による情報発信を行っています。

最大140字の文字情報を、パソコンやスマートフォン、携帯電話などインターネットを利用できる環境があれば、無料で閲覧できます。また、Xにログイン後、「フォロー」していただくと、ご自身のページでリアルタイムに情報を閲覧することができます。

ホームページよりも、手軽に早く最新情報を得ることができるため、災害時などで電話やメール等が繋がらなくなった際にも活用することができます。



ホーム

話題を検索

通知

メッセージ

リスト

ブックマーク

コミュニティ

プロフィール

もっと見る

町田市生涯学習センター（町田市公式）

500 件のポスト



プロフィールを編集

町田市生涯学習センター（町田市公式）

@machida_manabi

〒194-0013 町田市原町田6-8-1（町田センタービル6・7・8階）

Tel.042-728-0071

開館時間：午前9時から午後10時

休館日：第4月曜日（ただし、祝日・振替休日の場合は翌日）、年末年始（12月29日から1月3日）

📍 東京 町田市 🌐 city.machida.tokyo.jp/bunka/bunka_ge...

📅 2019年10月からTwitterを利用しています

18 フォロー中 710 フォロワー

X
アカウント

@machida_manabi

アカウント
URL

https://twitter.com/machida_manabi



アクセス数

	2023年度	前年比	2024年度
発信数（投稿数）	59	3%増	61
登録数（フォロワー数）	704	94名増	798

目 的

学習活動を行う上で生じる問題や疑問を解消し、誰もが学習を円滑に進めていけるよう支援することを目指します。

概 要

相談内容に応じ、学習に関する様々な情報や、学習を進めるうえで必要となる知識やノウハウなどを提供しています。

多様な相談内容に対応できるよう、行政、大学、市民団体、NPO法人などの様々な機関が発信する学習情報を常時収集し、活用しています。

また、2022年度から運営を開始した町田市立町田第一中学校図書室ここまちベースでは、地域の大学生が学習支援員として、宿題や調べもの、スマートフォンの操作等、様々な学習相談に対応しています。

主 な 相談内容 ・ 学習支援

- 生涯学習センターで受けた相談
 - ・「文学館主催のショートショートコンクール」について、受賞作品毎にその作品を読んで作品のイメージをイラストにしたい。イラストを作成できる学生を探している。
 - ・農業に関する普及を行うため、大学生等の若い世代をターゲットにして、農業体験プログラムを行っている。より多くの大学等の学生さんに来てほしいと考えている。周知の方法を相談したい。
 - ・大学で、社会教育の授業を受けており、授業の課題で、町田市生涯学習センターの職員体制、事業等をインタビューしたい。
 - ・〇〇自治会が、自治会員を対象とした学習会を企画している。「自治会周辺地域の歴史を学ぶ」テーマについて、生涯学習センターで講師を紹介できるか。
- ここまちベースで受けた学習相談や学習支援など
 - ・高校1年生に定期試験の範囲である数学の集合についての学習支援をした。
 - ・ワイヤレススピーカー、スマートウォッチの設定に関する支援をした。
 - ・LINEの文字の大きさの変更方法、および電車の乗り換え方法の調べ方について支援した。
 - ・初めて利用した町田一中の2年生3名に対して、数学の連立方程式に関する学習を一緒に行った。
 - ・私立中学受験問題集の算数の問題を一緒に解いた。
 - ・中学1年生と母親の、定期テスト前の勉強法についての質問に対応した。
 - ・読んでいた本のイラストを見せてくれたので、その話に触れながら他の本を紹介した。
 - ・距離の計算や四則計算を一緒に問題を読みながら解いた。計算自体はそれぞれの子ができるので、計算式を一緒に立てるところまでのお手伝いをした。
 - ・防災情報の確認の仕方を聞かれ、実際に操作をしてもらいながら確認をした。その後、GPSの設定の仕方や落語や講演などイベントの予約方法について支援した。
 - ・ある文章の要因を抜き出す国語の問題が分からないと聞かれたため、どこまでがその文節かや、どこに理由が書かれているかを尋ねながら一緒に解いた。
 - ・高校生の女の子に数学の問題を質問され、紙を使って実際に図形を組み立てて教えた。

【役割 3】

学びを深め、活かす

- 市民の学びに関するニーズの把握につながる事業
- 地域で学び合う場を創出し、地域の課題を解決するための支援につながる事業
- 地域で活動する人材の育成や、学びを入口にした地域団体の形成につながる事業

まちだ市民大学HATS 前期 まちだの福祉
あなたの「できること」を誰かの安心に～見つける編～

【役割3】
 学びを深め、
 活かす

目 的

「町田市障がい者差別をなくし誰もが共に生きる社会づくり条例」の制定を契機として、障がい者への差別をなくし、共生社会の実現に向けた理解を深めてもらいます。
 また、元旦に発生した能登半島地震から、「災害と福祉」に焦点をあて、受講者一人ひとりが「自分に何ができるか」を考えてもらう機会とします。

対 象

どなたでも
 ※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,500円

会 場

生涯学習センター

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	5月10日(金) 18:30～20:30	誰もがともに生きる社会をめざして ～「障がい」とは何かを考えよう～	桜美林大学健康福祉学 群准教授 谷内 孝行 氏
2	5月17日(金) 18:30～20:30	【体験】 困っている人への声かけを考える ～車いす体験とアイマスク体験を通して～	・町田ヒューマンネットワーク ・桜美林大学健康福祉学 群准教授 谷内 孝行 氏
3	6月7日(金) 18:30～20:30	まちなかで見つけた「バリア」を持ち寄って	プログラム委員
4	6月21日(金) 18:30～20:30	地域で取り組む防災・災害ボランティア	災害支援・防災教育 コーディネーター 宮崎 賢哉 氏
5	7月5日(金) 18:30～20:30	【体験】 避難所運営ゲームHUG（ハグ） をやってみよう	町田市防災課
6	7月12日(金) 18:30～20:30	ボランティアの始め方	町田市社会福祉協議会 地域福祉課 小林 稔明 氏

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
20人	11人	44人	8人

参加者の声

- ・ 障害について改めて考えさせられるきっかけになりました。障害って何？どこ？社会モデル的視点からdisabilityをなくしていくには？そんなことを考えながら参加しておりました。これからも今日考えたことを忘れずに具体的な行動を取っていけたら良いなと思いました。
- ・ グループから色々なバリアの例が飛び出て、自分が想像のつかないようなものが出て、非常に興味深かったです。バリアはバリアでも色々な種類のバリアがあるということにも気づけて（知れて）よかったです
- ・ はじめて車いす体験をしました。長期のヘルパー研修に興味はあっても、参加する時間がとれずにいました。少しの時間でも大きな学びとなりました。ありがとうございました。

講座風景



▲グループワークの様子(第1回)



▲車いすの説明(第2回)



▲アイマスクと声かけ体験(第2回)



▲講義の様子(第4回)



▲避難所運営ゲーム(第5回)



▲講座後の座談会

まちだ市民大学HATS 前期 まちだの水とみどり入門 ～大切な水とみどりを守るために～

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

本講座は、座学や現場での体験、見学等を通して、町田市環境全般について学ぶとともに、市民団体の活動に参加することで、環境保護の意義や役割についての理解を深め、講座修了後の活動参加に繋げるなど、地域活動の担い手となる市民の育成を目指して開催する。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・ホームページ・生涯学習NAVI・募集案内

費 用

1,500円

会 場

生涯学習センター、奈良ばい谷戸、鶴見川源流保水の森、鶴見川流域センター、小山田緑地、成瀬クリーンセンター

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月25日(土) 13:45～16:30	【基調講義】 ・まちだ市民大学HATSとの出会い ～20年＋ ・受講者懇談会	NPO法人鶴見川源流ネットワーク理事（事務局長） 深見 幹朗 氏
2	6月8日(土) 10:00～13:30	【農業体験】 ・奈良ばい谷戸で田植えをしよう！ ・里山講話	・NPO法人まちだ結の里 ・同法人理事長 田極 公市 氏
3	6月29日(土) 10:00～16:00	【施設見学・公開講座】 ・鶴見川流域センター・鶴見川多 目的遊水地見学 ・鶴見川流域総合治水対策・町 田市の大貢献	・鶴見川流域センター職員 ・慶應義塾大学名誉教授 岸 由二 氏
4	6月30日(日) 10:00～13:30	【緑の体験】 ・鶴見川源流保水の森の森づくり 体験	NPO法人鶴見川源流ネットワーク
5	7月20日(土) 10:00～12:00	【水の体験】 ・都立小山田緑地梅木窪分園・や なぎ谷園地で湿地調整池づくり 体験	梅木窪の会
6	7月27日(土) 9:00～15:30	【施設見学・交流会】 ・成瀬クリーンセンター見学 ・振り返り交流会	成瀬クリーンセンター職員

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
20人	10人	46人	8人

参加者
の 声

- ・ 実際の施設や現場をみて歩いたことで、本からでは学べないことを肌身で体験できました。
- ・ 丘陵と河川について、具体的な講義と現地での体験と両面からの視点で町田の自然を見ることが出来て役に立ちました。
- ・ 稲の苗を自分たちでとり、そして田植えをしたのははじめての経験でたのしかった。
- ・ 木の枝打ちをしないと大きく育たないとわかりました。
- ・ 自然のちから（微生物の働き）を利用した下水処理システムのすばらしさを理解できました。
- ・ 環境の保全には大変な労力とそれを実現するリーダーシップが必要であること。活動を20年余も継続していることとその成果が感動的でした。
- ・ 自然林に見える森も地元の方々の努力があつてのことというのがよくわかりました。

講座風景



▲奈良ばい谷戸(第2回)



▲鶴見川多目的遊水地(第3回)



▲公開講座の様子(第3回)



▲鶴見川源流保水の森(第4回)



▲都立小山田緑地(第5回)



▲成瀬クリーンセンター(第6回)

まちだ市民大学HATS 後期 まちだのまちとくらしのエコ入門 ～地球にやさしい「くらし方」を探して～

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

座学や現場での体験、見学等を通して、町田市の環境全般について学ぶとともに、環境保護の意義や役割についての理解を深め、環境にやさしいくらし方を発見してもらうことによって、地域活動の担い手となる市民の育成を目指す。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・ホームページ・生涯学習NAVI・募集案内

費 用

1,500円

会 場

中央図書館、奈良ばい谷戸、バイオエネルギーセンター、町田市民フォーラム、
日本フードエコロジーセンター、多摩動物公園

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	9月29日(日) 13:45～16:40	【基調講義】 ・ようこそ環境講座へ ～講座をより楽しむための オリエンテーション～	・中央大学兼任講師 宗像 慎太郎 氏 ・環境政策課職員
2	10月12日(土) 10:00～14:30	【農業体験】 ・奈良ばい谷戸で稲刈りしよう！ ・里山講義	・NPO法人まちだ結の里 ・恵泉女学園大学准教授 宮内 泰之 氏
3	10月27日(日) 13:30～16:15	【公開講座】 身近な自然はなぜ大事なのか？ －町田の緑を生かし、緑と暮らす	NPO法人Life Lab Tama事 務局長 松村 正治 氏
4	11月8日(金) 10:00～15:00	【3R講座・施設見学】 ・私たちのくらしとごみ問題 ～使い捨てを考える ・バイオエネルギーセンター見学	・ごみ問題ジャーナリスト 江尻 京子 氏 ・循環型施設管理課職員
5	11月16日(土) 9:30～15:00	【持続可能なくらし講座】 くらしを楽しみ・くらしを続ける 【施設見学】(自由参加) ・日本フードエコロジーセンター見学	・恵泉女学園大学准教授 篠田 真理子 氏 ・株式会社日本フードエコ ロジーセンター
6	12月21日(土) 10:30～13:00	【まとめ】 ・学習のまとめ ・振り返り交流会	和光大学教授 堂前 雅史 氏

※オプション

12月6日(金) 10:00～14:00	【フィールドワーク】(オプション) ・多摩動物公園見学	多摩動物公園動物解説員
-------------------------	--------------------------------	-------------

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
20人	13人	61人	11人

参加者
の 声

- ・ 現在の環境問題が整理され、今自分ができる部分がどのへんにあるのか分かりました。
- ・ 企画内容がすばらしかった。座学と経験（体験）
- ・ 自然を守ること、農作業等は大変な労力であることがよくわかった。次世代につなげるにはどうしたら良いのかを考えることが必要と思った。
- ・ 人間の生活に縁が深くかわり、大切なものであると思った。
- ・ 法律的なこと、具体的なゴミのこと、整理して理解できるようになりました。新しい法律やゴミ分別ルールなど、日常生活の中で正しく知る必要があると改めて思いました。
- ・ 実際に工場見学をして毎日こんなに食品ロスがあることを知り、残った水も最後は肥料になり、無駄がほとんどない仕組みが良かったです。
- ・ 地球市民、気候変動、流域、生物多様性、nature positiveについて再認識できました。大変魅力的で有意義な企画でした。すばらしかった。
- ・ 身近な自分の生活から見直すことが大切と理解しました。

講座風景



▲受講者懇談会の様子(第1回)



▲稲刈りの様子(第2回)



▲公開講座の様子(第3回)



▲バイオエネルギーセンター(第4回)



▲日本フードエコロジーセンター(第5回)



▲多摩動物公園(オプション)

**まちだ市民大学HATS 後期 まちだの福祉
あなたの「できること」を誰かの安心に～行動編～**

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

全ての人が地域福祉の受け手であり担い手であるという意識を持ち、行動する市民を育成するために、地域社会の課題解決に向けて実際に活動している方々や当事者の講義、福祉施設の見学・体験を通して、その人らしく地域参加に踏み出すきっかけとなることを目指して開催します。

対 象

どなたでも
※応募多数の場合は、①町田市在住の方②2023年度未受講の方を優先

周知方法

広報・募集案内・ポスター・ホームページ・生涯学習NAVI

費 用

1,500円

会 場

生涯学習センター

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	10月4日(金) 18:30～20:30	ボランティアの心得と体験談 ～ボランティアセンターを活用しよう～	・町田市社会福祉協議会 地域福祉課 小林 稔明 氏 ・町田ボランティア連絡協議会 代表 伊藤 幾夫 氏
2	10月11日(金) 18:30～20:30	【実技】 ボランティア活動のための健康づくり	株式会社まちりハ 理学療法士 倉地 洋輔 氏
3	10月25日(金) 18:30～20:30	おたがいさまのまちづくり ～安心して認知症になれる町になっ ていくには～	一般社団法人Dフレンズ町田 代表理事 松本 礼子 氏
4	①11月2日(土) 9:00～16:00	【体験・見学】 市内の福祉活動を体験してみる	<体験先> 町田ヒューマンネットワーク、町 田ハンディキャブ友の会、おむ すび食堂
	②11月3日(日) 10:00～16:30		<体験先> 町田市障がい者青年学級
5	11月15日(金) 18:30～20:30	【グループワーク】 体験して得られたものを話し合う	プログラム委員
6	11月22日(金) 18:30～20:30	・自分の関心をアクションにする ～市民活動のはじめかた～ ・振り返り	・町田市地域活動サポートオ フィス 喜田 亮子 氏 ・プログラム委員

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)	修了者数
20人	9人	34人	5人

参加者
の 声

- ・ 後半のボラ連会の講義をお聞きし、目的が定まっていなくても、何かやりたい、とりあえず活動してみよう…模索しながらできることを進めているボランティア団体が存在していることを知りました。これは個人にも当てはまるのではないかと思います。まず走り出そう、でよいですね。ボランティア（生涯学習）と福祉、全てつながっていると思いました。
- ・ 今回受講しまして、本当にボランティアについて、前から探していました。町田に住んでから6年になりますが、すごく勉強になりました。私にできることはやりたいと思っています。

講座風景



▲ボランティア募集の掲示板(第1回)



▲ボランティアの体験談を聞く(第1回)



▲活動のための健康づくり(第2回)



▲青年学級の見学(第5回)



▲講義の様子(第6回)

市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ 楽器に触れよう！演奏しよう！みんなでアンサンブル

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

若い世代から高齢者の方が楽器練習と発表演奏会を通して幅広い世代間交流を図ることを目的とします。

企 画

み～んなでアンサンブル

対 象

演奏者：楽器経験のある方
ミニコンサート観客：どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・X

会 場

南市民センター

費 用

無料



日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	2月8日(土) 13:00～15:00	・オリエンテーション ・講師紹介、参加者紹介 ・演奏指導、パート練習	社会福祉法人飛翔会理事 長 元中学校音楽科教諭 鈴木 雅人 氏
2	2月22日(土) 10:00～12:00	・課題練習 ・各パート練習	み～んなでアンサンブル
3	2月22日(土) 13:00～15:00	・アンサンブル練習、演奏会リハーサル ・演奏発表会（ミニコンサート）	社会福祉法人飛翔会理事 長 元中学校音楽科教諭 鈴木 雅人 氏

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
130人	48人	69人

参加者 の 声

（演奏者）

- ・初めて会った方たちと同じ目標でひとつのことを進めることが楽しかったし、生きがいになった。
- ・皆さん楽しんで下さったようで、私も楽しく吹かせて頂きました。
- ・観客の皆さんがノリノリでとても楽しかった。

（ミニコンサート観客）

- ・聞きにきているお客さんも参加型の楽しい演奏会でした。
- ・ゆうき100%がたのしかった！ レモンのシャカシャカもたのしかった！
- ・子どもたちに生の演奏を聞く機会を与えて頂き、普段見たことのない子どもたちの様子がみられて良かったです。
- ・気軽に來れて赤ちゃん連れには大変うれしいイベントでした。混んでいないし、並ばないし、さわりでも大丈夫ですし。
- ・音楽が好きであつまった仲間で練習2日での完成度、すごかったです。

市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ 「問い」「考える」ってどういうこと？哲学対話入門講座

【役割3】
学びを深め、
活かす

目的

哲学カフェを通じて、他者との共生意識の向上を図り、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とします。

企画

哲学カフェまちだ

対象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター

会場

玉川学園コミュニティ
センター

費用

無料

日時 内容 講師

回	日時	内容	講師
1	12月7日(土) 14:00～16:00	パネルディスカッション・哲学対話は面白い	【パネラー】 ・文平 光子 氏 (まちいろドロップス) ・重田 康之 氏 (哲学カフェさがみおおの) ・丸山 聡 氏 (AQuirferio Hadano) ・本間 正巳 氏 (人生カフェ) ・山内 薫 氏 (哲学カフェまちだ)
2	12月14日(土) 14:00～16:00	【公開講座】 哲学対話の冒険	東京大学大学院総合文化研究 科教授 梶谷 真司 氏
3	1月11(土) 14:00～16:00	哲学対話をやってみる①	【ファシリテーター】 哲学カフェまちだ
4	1月25(土) 14:00～16:00	哲学対話をやってみる②	

募集

参加状況

募集	応募	参加(延べ)
30人	45人	107人

参加者の 声

- ・今回、いろいろな「場」があり、興味深いこと、おもしろそうなことをなさっていることがわかりました。勇気を出して飛び込んでみようかなと思いました。
- ・町田市の広報に載っていたということで安心して参加できた。興味はあっても参加までには心理的ハードルがあったが、行政が絡んで踏みだした人は多いと思う。良い企画でした。



◀パネルディスカッション
の様子(第1回)

公開講座の哲学カフェ(第2回)



市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ 人とのつながりで自分の価値観を広げてみよう！

【役割3】
学びを深め、
活かす

目的

共生社会の実現に向けた取り組みを提案し、聴覚障がいを理解するために、手話だけでなく、情報保障に囲まれた生活について学びます。

企画

町田市聴覚障害者協会

1回目の講演▶

対象

全4回出席可能な方



周知方法

広報・ホームページ・
チラシ

費用

無料

会場

玉川学園コミュニティセ
ンター

2回目の
オリエンテーリング体験▶



日時 内容 講師

回	日時	内容	講師
1	11月16日(土) 14:00～16:00	日本補助犬 講演会	日本補助犬協会 代表理事 朴 善子 氏
2	12月15日(日) 14:00～16:00	デフリンピック独自のスポーツ オリエンテーリング講演&体験会	公益社団法人 日本オリエンテーリング協会役 員 Joerg Vetter 氏 (フエッテル ヨルク)
3	1月12日(日) 14:00～16:00	災害講演会	全日本ろうあ連盟理事 石川県聴覚障害者協会 業務執行理事 藤平 淳一 氏
4	2月9日(日) 14:00～15:30	ベビーサイン講演会	一般社団法人 日本ベビーサイン協会 認定講師 福田 貴美子 氏

募集

参加状況

募集	応募	参加(延べ)
30人	34人	91人

参加者 の 声

- ・ 介助犬を身近でみる機会がなく聴導犬ははじめてでした。小型犬が活やく
していて、かわいかったです。手話通訳もあってわかりやすかったです。
- ・ オリエンテーリングという競技がどのようなものなのか全く知らなかったので、わ
かりやすく解説して頂き、興味がわきました。体験もさせて頂き、実際森の
中で行ってみたいです。

- ・聴覚障害者の災害時の話が具体的でわかりやすくより障害者の普段の生活は元より災害時の思いや苦労大変さが伝わり今日参加して良かったです。手話だけでなくいろいろな伝える方法があるので町で困っている方がいたらしりごみせず少しでも役に立てたらと思います。
- ・ベビーサインの言葉を初めて知り、よい講演でした。赤ちゃんは本当に可愛らしいぐさで親子のコミュニケーションがとれて素直によい子に育っていくことと思います。

講座風景



第1回

◀ 講座の様子



第2回

◀ デフリンピック体験コース



第3回

◀ 能登半島地震状況



第4回

◀ ベビーサインとは？

市民提案型事業 講座づくり★まちチャレ
どこまで話す？性と生～親子で聞ける4才からの性教育講座～

【役割3】
 学びを深め、
 活かす

目 的

4～6歳の子どもとその保護者の親子参加型にすることにより、家では話しにくい性教育の話をじっくり共有します。

企 画

20ゼミ

対 象

原則として市内在住・在勤・在学の方

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・
 X・メール配信・らぶふぁみ

会 場

なるせ駅前市民センター

費 用

無料



▲講座の様子（第1回）

**日 時
内 容
講 師**

回	日 時	内 容	講 師
1	11月10日(日) 9:30～11:30	「命のおはなし」 ・赤ちゃんはどこからくるの？ ・人形を使って子宮の様子を見ながら、成長していく様子を親子で考える。	助産院LunaLuna 助産師 山西 朋子 氏
2	11月17日(日) 9:30～11:30	「親子で心が生きる育み～自分のきもちを大切に～」 ・子どもたちには絵本を使用してお話しする。 ・保護者向けに思春期まで二次性徴を含め性と生を捉えるお話しをする。	子育て・家庭教育アドバイザー 宗藤 純子 氏
3	12月1日(日) 9:30～11:30	振り返り・ワークショップ ・2回の講座について振り返り、感謝を伝えるメッセージカード作りを通して伝えていく。	

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加 (延べ)
40人	29人	54人

**参加者
の 声**

- ・とてもわかりやすかったです。高校生から小1まで4人の子が居ます。性教育は、やはり、このくらいの年頃（幼児さん）からはじめると、素直に正確な知識を身につけられると思いました。
- ・子どもと一緒に受講できてよかったです。大人も子どももわかりやすく、楽しみながら学べて、内容を共有できたり、体験をとおして実際に感じる事ができて有意義な時間でした。
- ・子どもたちがどう育とうとしているかというお話を聞き、改めて子どもの気持ちや考えを大切にしたいと思いました。
- ・市民目線で講座を企画できる機会があり、とても良いと思いました。

おしゃべりの会 エンジョイタイム

【役割3】
学びを深め、
活かす

目的

保護者を対象に、子どもの年齢や成長に応じて生じる悩みや問題の解決につなげる学習機会を提供することを、目指します。また、生涯学習センターで学んできた育児中の母親達（企画運営団体メンバー）が主体的に運営し達成感を味わうことで地域で家庭教育を支える活動を継続していくことを目指します。

対象

市内在住の子育て中の方、マタニティの方

日時

5月23日、7月11日、9月12日、
いずれも木曜日 10:30～11:45

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・
子育てひろばカレンダー・
X・メール配信サービス

費用

無料

会場

生涯学習センター

企画運営

エンジョイママ（2021年度家庭教育支援学級修了者団体）

内容

- ・ 参加者同士で交流しながら、子育ての悩みや、学習機会の情報など、気軽に子育てについて話し合う場を提供しました。
- ・ 季節の折り紙、ふれあい遊びなど、親子で楽しめる遊びを行いました。



▲子育て情報を交換中



▲折り紙でスイカをつくりました

募集・参加状況

実施	募集・応募	参加（延べ）
3回	各回9組	7組（17名）

参加者の声

- ・ いろいろな年齢のお母さんたちのお話を伺えて、すごくなりました。
- ・ 手遊びや折り紙をお家でやってみたいと思います。
- ・ 子育てのひとときの息抜きになりました。子どもが折り紙やパネルシアターも楽しんで参加していたのでありがたかったです。
- ・ とても楽しく過ごせました。

家庭教育支援学級 「あそび×まなびプロジェクト」「子育て応援ゼミ」

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

家庭教育や子育てに必要な知識や技能を具体的に習得し、振り返り学習をすることで、家庭教育や子育てに活用できる技術を身に付けることを目的に実施します。子育て中の保護者を対象に実施することで、子育て中の家庭の教育力の向上と、並びに地域で家庭教育を支援する人材（担い手）を育成するための土台となる仲間、子育てについて身近に相談しあえる仲間になることを目指します。

対 象

市内在住の子育て中の方

日 時

あそび×まなびプロジェクト：5月～7月
子育て応援ゼミ：5月～2025年2月

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・ポスター・生涯学習NAVI・X・メール配信サービス

費 用

無料

企画講座の様子▶
(子育て応援ゼミ)

会 場

生涯学習センター、町田市民文学館ことばらんど

内 容

【あそび×まなびプロジェクト】家庭教育支援の一つとして、親子のコミュニケーションの活性化につながるよう、「子どもの育ちに関わる大人のあり方」や「子どもの気づきを引き出す向き合い方」を遊びを通して学びました。

【子育て応援ゼミ】子育て中の保護者同士が、子育てに関して知りたいことなどを仲間同士で話し合いながら、「家族で話せる！ポジティブな性教育」（幼児から小学生の保護者向け講座）を企画・運営しました。



▲講座の様子
(あそび×まなびプロジェクト第5回)



募集・ 参加状況

参加団体数	回数（延べ）	参 加（延べ）
2グループ	21回	135人

参加者 の 声

- ・ “わくわくしていることがあそび”という言葉で親ががんばらなくても楽しんで過ごせているんだなと子どもの姿を見て思うことができました。親も一緒に楽しめるようになりました。
- ・ 毎回講座も非常に学ぶことが多かったのですが、他のお母さんからも学ぶことや相談でき本当に毎回楽しかったです。
- ・ メンバーと対話を重ねて、目標に向かって課題解決する楽しさを改めて実感しました。
- ・ 1人で学ぶより、皆と意見を交換しながら学ぶことで、より深く身につくと感じました。
- ・ 今回のゼミ活動を通して、町田市への愛着や市民の役に立ちたいという思いが深まりました。今後もできる限りの活動に参加し、自己啓発だけでなく、地域のネットワークを広げていきたいと考えています。

家庭教育支援学級 子育て応援ゼミ企画講座 家族で話せる！ポジティブな性教育 (幼児から小学生の保護者向け講座)

【役割3】
学びを深め、
活かす

目的

目を背けがちな触れにくい性の話題を、家庭内でポジティブに伝える心構えを学びます。
また、自分も他人も大事にできるように、家庭内で話し合うためのきっかけを作ります。

企画

子育て応援ゼミ

対象

市内在住の幼児から小学生の子を
持つ保護者

周知方法

広報・まちだ子育てサイト・チラシ・X・
メール配信サービス

講座の様子▶
(第3回)

会場

町田市民フォーラム

費用

無料



◀ 講座の様子
(第1回)



日時 内容 講師

回	日時	内容	講師
1	2月7日(金) 9:45～11:45	男の子・女の子のプライベートゾーン ～どうしてお母さんが違うのかな～	助産師 こたけ まりこ 氏
2	2月14日(金) 9:45～11:45	ジェンダーレスについて ～親子で迎える思春期～	助産師 こたけ まりこ 氏
3	2月21日(金) 9:45～11:45	振り返りグループワーク 子育てママのおしゃべり会	

募集・ 参加状況

募集	応募	参加(延べ)
20人	16人	40人

参加者 の 声

- ・ 新たに知ったことが多く、参考になりました。夫、義母に早速共有し、共通認識をはかり、我が家の方針を決めたいと思います。
- ・ 性についてネガティブなイメージが強かったのですが、子どもとのコミュニケーションをとることが大事で知りたい内容について一緒に学んでいくことが大事なんだなと思いました。
- ・ 性教育は性のことだけかと思いきや、自分と向き合うことにつながったり、知らないことだらけで、奥がとても深いなと感じました。心の教育と言ってもいい程だと思いました。
- ・ 最終回では2回の講座の振り返りができて、記憶が定着できたと思います。おしゃべり会も楽しかったです！

鶴川地区協議会共催
「安心して老後をむかえるため」のお金の話
～まだ間に合います！人生100年時代に向けて自分らしく暮
らすためのライフプランを見直しましょう～

【役割3】
 学びを深め、活
 かす

目 的

年金や家計管理の話を中心とした座学を行い、自身のライフプラン・マネープランを正しく認識していただくことを目指します。

対 象

どなたでも

日 時

4月26日（金）
 ①10:00～12:00
 ②13:00～15:00

周知方法

広報・ホームページ・チラシ

費 用

無料

会 場

鶴川市民センター

内 容

年金や資産形成に関する基礎的な講座。
 お金についての理解を深めることで、資産形成等の必要性に対する知識を身に付けます。

**募集・
参加状況**

募 集	応 募	参 加（延べ）
40人	39人	39人

**参加者
の 声**

- ・ お金の投資の話ではなくて、老後に対してのお金にまつわる話（考え方）だったので、投資できるだけ貯金が無い者としては、大変良い話だったと思います。ありがとうございました。
- ・ 理解が深まり、他の人達とワークしていろいろな考えも聞くことができたことで、自分に戻して視野を広げることができた。またいろいろ考える機会になった。投資について子供の頃に学んでいたら良かったと思った。
- ・ スピードにメリハリがある講座だったので、楽しく学ぶことが出来た。3分休憩を2回持っていていただけて、ブレイクして再び講座に集中することができた。
- ・ 支出の見直しを念のためやってみたい。「まだ間に合います！」のキャッチコピーだったので、老後にかかる費用（入院、介護、施設入居費用など）について聞きたかったです。



▲ 講座の様子

まちだ探・探ゼミナール あなたの好奇心を「探究」「探検」しましょう

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

本講座は、受講生が各自の関心や興味をもとにテーマを設定し、調べ学習を進め、その成果をまとめることを目指す。これらの作業を通して受講生の探求心や課題解決能力、プレゼンテーション力を培い、主体的に学習する知識と力を養うことで、市民の生涯学習を推進することを目的とする。

対 象

どなたでも、原則として全回出席できる方

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター・X

費 用

無料

会 場

生涯学習センター、中央図書館他

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	5月16日(木) 14:00～16:00	開講・オリエンテーション 調べ学習ガイダンス	チューター 本間 よし枝 氏 友添 尚子 氏
2	5月30日(木) 14:00～16:00	図書館活用講座 (検索/レファレンス/著作権/書庫見学)	中央図書館職員
3	6月13日(木) 14:00～16:00	チューター指導 (テーマ選定)	チューター
4	6月27日(木) 14:00～16:00	合同ミーティング	チューター 探・探会
5	7月11日(木) 13:30～16:00	施設見学 (成瀬クリーンセンター)	成瀬クリーンセンター職員
6	7月25日(木) 14:00～16:00	チューター指導 (個別指導)	チューター
7	8月29日(木) 14:00～16:00	合同ミーティング	チューター 探・探会
8	9月12日(木) 14:00～16:00	学習発表会 (ゼミナール生)	チューター 探・探会
9	9月26日(木) 14:00～16:00	振り返り	チューター 探・探会

※ 2月20日(木)と2月27日(木)に探・探会と合同で、探・探会会員による学習発表会を行いました。

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
20人	5人	25人

参加者
の 声

- ・ まとめの書き方についての指導も参考になりましたが、何より自分が選んだテーマに対して興味を示し、共感して下さったことがはげみになりました。
- ・ 私より高齢のみなさまが多数おられ、自分なりに興味を持ったテーマについて調べてみようとする熱意を持っておられることを知り、負けられないなと思いました。また、みなさんが自分の意見や考えをわかりやすく話されることに感銘を受けました。
- ・ 私が気づかないようなテーマを取り上げられて、やはり多くの人と話し合うことの大切さを再認識しました。

講座風景



▲学習ガイダンス



▲チューター指導の様子



▲図書館見学(第2回)



▲合同ミーティングの様子



▲施設見学



▲学習発表会

特別教室等の地域利用

【役割3】
学びを深め、
活かす

目 的

町田市立小・中学校の施設を積極的に地域利用に供することにより、地域活動の場として活用していただくことを目的とします。

利用要件

- ① 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内在住の15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であること。
 - ② 構成員が5人以上であり、かつ、その半数以上が市内在住・在勤・在学であること。
 - ③ 構成員全員が同居の家族でないこと。
 - ④ 営利を目的とする団体でないこと。
 - ⑤ 政治・宗教活動でないこと。
 - ⑥ その他、教育委員会が不適当と認める団体でないこと。
- ※ 利用にあたっては、団体登録が必要です。

開 放 校

- 木曽境川小学校（木曽西1-9-1）
（音楽室、家庭科室、ランチルーム）
- 小山ヶ丘小学校（小山ヶ丘5-37）
（第三音楽室、理科室、図工室、音楽室、家庭科室）
- 鶴川中学校（小野路町1905-1）
（小ホール、ミーティングルーム）
- 町田第一中学校（中町1-27-5）
（武道場、交流ホール、多目的室、音楽室、調理室）

開 放 日・ 時 間 帯

【小学校】

- | | | |
|-----------------|------|-------------|
| ○ 火・木曜日 | 夜間の部 | 18：30～21：00 |
| ○ 土・日曜日
及び祝日 | 午前の部 | 9：00～12：00 |
| | 午後の部 | 13：00～17：00 |
| | 夜間の部 | 17：30～21：00 |
| ○ 学校の休業日 | 午後の部 | 13：00～17：00 |
| | 夜間の部 | 17：30～21：00 |

【鶴川中学校】

- | | | |
|-----------------|------|-------------|
| ○ 木・金曜日 | 夜間の部 | 18：30～20：30 |
| ○ 土・日曜日
及び祝日 | 午前の部 | 9：00～12：00 |
| | 午後の部 | 13：00～17：00 |

【町田第一中学校】

- | | | |
|-----------------|------|-------------|
| ○ 月・火曜日 | 夜間の部 | 19：00～21：00 |
| ○ 土・日曜日
及び祝日 | 午前の部 | 9：00～12：00 |
| | 午後の部 | 13：00～17：00 |

利用実績

	利用者数	利用件数
木曽境川小学校	2,373人	85件
小山ヶ丘小学校	732人	69件
鶴川中学校	528人	18件
町田第一中学校	10,517人	515件
合計	14,150人	687件

地域活性化イベント

町田第一中学校の地域利用によって、多世代交流や地域活性化が促進されることを期待して、イベントを実施しました。

日時 内容 講師

回	日時	内容	講師
①	8月4日(日) 13:00～14:30 15:00～16:30	浴衣の着付け講座	東京造形大学 石賀ゼミ
②	9月28日(土) 14:00～15:30	たのしく知ろう！ 認知症サポーター養成講座	町田第一高齢者支援センター
③	12月14日(土) 8:00～16:00、 12月15日(日) 11:00～17:00	つくろう！あそぼう！ クリスマス＆お正月よくばり大作戦	
④	2月2日(日) 11:00～13:00 14:00～16:00	まるでクラゲ？それとも小鳥？ ヨーヨー風車をつくってあそぼう！	一般社団法人 ものづくり文化振興協会
⑤	2月22日(土) 11:00～16:00	今日からぼく/わたしもアーティスト♪ すてちゃう紙で絵をかこう！	

募集・ 参加状況

参加（延べ）

200人

参加者の 声

- ・ 風船遊びがすごく楽しかった。夢の深海魚を考えてすきなようにかいたのが楽しかった。海の魚の名前や深海何mに何がいるかなど知られてよかった。（①）
- ・ ここまちベースで勉強中に声をかけていただき参加しました。よい息抜きで楽しかったです。（①）
- ・ ここまちというのをはじめて知りました。これからも参加できることがあれば参加したいです。学生さん達が、運営などを行っているのはとてもいい取り組みだと思いました。（②）
- ・ はじめての参加だが、とても楽しくツリーをつくることができました。お子さんや高齢の方との会話もあり、よいコミュニティーだと思います。（③）
- ・ 小さい子ども連れでも、みなさんが楽しく接して下さったので楽しめました。ありがとうございました。（③）
- ・ 身近な物で「何で」を考えるよい機会となりました。なにげない動きがおもしろかったです。（④）
- ・ 季節にあわせたイベントなどがあると参加しやすいと思います。今日のイベントは小学校や保育園でやると子供達が喜ぶと思います。（④）

【役割 4】

学びのネットワークづくりを促進する

- 様々な主体による生涯学習の取組情報を活用して、より多くの市民への学習機会の提供につながる事業
- 学んだ成果を発揮する機会・場を提供し、学びの循環につながる事業
- 修了者団体の継続的な活動を支援する事業

2024年度 生涯学習センターまつり

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

生涯学習センターまつりの趣旨である「全ての利用団体でつくり上げるみんなのまつり」と「生涯学習センターでのサークル活動を多くの方々に知っていただく発表の場」の継続性を念頭に、各団体の活動発表の場を提供する形で実施しました。

対 象

どなたでも

開催期間

9月22日（日・祝）～9月23日（月・振休）

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター・
生涯学習NAVI

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

参加状況

参加団体 : 41
企画運営委員会（全8回） : 委員9人
来場者数 : 約1350人

参加者の声

- ・ 順路が整備され、体験の機会も多く楽しいまつりだった。
- ・ すべてにおいて、発表も展示も素晴らしかった。皆さまの頑張りに感謝します。とても楽しく過ごすことができ、ありがとうございます。
- ・ 今回初めて参加させていただきましたが、プログラムもわかりやすく、このような丁寧な準備、本番を迎えた催し物は今までにありませんでした。ありがとうございました。
- ・ 何といっても「ぶっとび隊（学生ボランティア）」の活躍。今後も彼らのサポートが得られると大変助かる。撮影ブースはとても良いアイデアと感じた。対応してくれた方々も親切でした。
- ・ チラシをたまたま見ておもしろそうだなあと思い、思いきって参加しました。準備を重ねていくにつれ、皆さんと結束力ができ、学生時代に戻ったようで、とても楽しかったです。



▲ 学生ボランティアによる受付



▲ 桜美林大学ダンス部のオープニング



▲ 発表の部(オカリナ演奏)



▲ 展示・ワークショップの部(切り絵)



▲ エイサーで、フィナーレ

学生活動報告会『ガクマチEXP0』 ぽっぽ町田大迷宮(まちだんじょん) ～知恵とスキルでみんなを救い出そう!!～

【役割4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

町田市や近隣で活動する学生団体が、活動成果を市民や団体に広く周知し交流することで、地域活動の促進や連携、さらなる地域活性化を目指します。学生の主体的なイベントの企画・運営を通し、地域への情報発信や地域住民との関わり方を学びます。

対 象

【参加団体】主に町田・相模原地域で地域連携活動を行っている学生で構成された団体、サークル、ゼミなど

【当日参加者】どなたでも

日 時

3月22日(土) 10:00～15:00

周知方法

ホームページ・X・チラシ・ポスター、他イベントへの出展、各学生団体のSNS

費 用

無料

会 場

ぽっぽ町田

出 演

【学生団体10団体】

桜美林大学3団体、和光大学2団体、女子美術大学1団体、大学等混合団体4団体(相模女子大学、専修大学等)



内 容

	団体ブース	実施団体
①	お掃除実行委員会お掃除隊!	桜李祭実行委員会
②	マイアース占いの館	ジェイドプロジェクト
③	ぶっとび新聞局	ぶっ飛び隊
④	さがまちガタガタ材木屋	さがまち学生Club
⑤	道具屋ちびけん	女子美術大学児童美術研究部
⑥	ハチガクギルド	八王子学生委員会

	団体ブース	実施団体
⑦	ちょんれ〜ん旅人案内所	ちょんれ〜ん
⑧	縁日 かの	和光大学菅野ゼミ
⑨	桜美林大学SLC-V	SLC-V 商会〜最速装備チャレンジ〜
⑩	はらぺこ回復食堂	和光大学はらぺこあおむし

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加 (延べ)
100人程度	—	283人 (学生51人、一般232人)

参加者
の 声

- ・ 色々な社会課題にそれぞれの団体の方が向きあっている事を知り嬉しくなりました。(一般)
- ・ ブースの内容もボス戦もよく考えられていてとても楽しめました (一般)
- ・ 自分の団体のアピールも十二分に出来たし、交流のあったグループとも、より仲良くなることができました (学生)
- ・ 学生会議の進行の仕方や企画の進め方において、色々なアドバイスをいただき、学びになりました。自団体の運営では感じなかった課題を見つけることができました (学生)
- ・ 自分が携わったデザインをほめてもらえたり、様々な地域や施設にポスター・チラシが配布されて、すごく感動しました (学生)



▲参加学生団体の集合写真

**さがまちコンソーシアム協働事業
さがまちカレッジ町田市連携講座
(生涯学習センター等開講講座)**

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

さがまちコンソーシアム加盟機関の専門性を活かしながら、暮らしに役立つ講座や社会的な課題の解決など、身近な話題をテーマにした講座を提供し、学びの楽しさを伝えることを目指します。

周知方法

広報（町田市・相模原市）・ホームページ（町田市・相模原市・さがまちコンソーシアム）・チラシ・生涯学習NAVI

**日時
内容
講師
対象
費用
会場**

回	日 時 対 象	内 容 費 用	講 師 会 場
①	5月18日(土) 14:00～16:00	ハンドベル集中講座 －天使のハーモニーを楽しむ－	元玉川大学 助教 千葉 佑 氏
	5月19日(日) 10:00～16:00		
	中学生以上の方	6,500円	生涯学習センター
②	5月25日(土) 10:00～15:00	多色使いのオリジナルストールを作ろう	女子美術大学 芸術学部 非常勤講師 眞田 玲子 氏
	15歳以上の方 (中学生を除く)	6,500円（材料費含）	生涯学習センター
③	5月26日(日) 6月9日(日) 6月23日(日) 14:00～16:00	歌って ハモって Smile! Smile! Smile! 〈春〉	元玉川大学 助教 千葉 佑 氏
	どなたでも	3,000円	生涯学習センター
④	7月14日(日) 14:00～16:00	世界に繋がる岩絵具〈天然顔料〉－ 講義と簡単な実習で素材から考える SDGs	女子美術大学 名誉教授 橋本 弘安 氏
	中学生以上の方	2,000円	生涯学習センター
⑤	7月28日(日) 10:00～11:30	伝染病研究の第一人者北里柴三郎－ 新千円札に登場－	北里柴三郎記念博物館 医学博士 森 孝之 氏
	中学生以上の方	1,200円	生涯学習センター
⑥	8月31日(土) 9月7日(土) 13:30～16:30	銅版画講座－プレス機を使わない凹版 刷り	女子美術大学 名誉教授 馬場 章 氏
	15歳以上の方 (中学生を除く)	8,500円（材料費を含む）	生涯学習センター

回	日 時	内 容	講 師
	対 象	費 用	会 場
⑦	9月7日(土) 10:00～11:30	健康のための新体操 ～健やかリボン体操～	桜美林大学 健康福祉学群 助教 高橋 弥生 氏
	一般の方 (50代以上の女性 歓迎)	1,200円	生涯学習センター
⑧	9月11日(水) 10:00～12:00	ソックスパペットを作ろう	和光大学 名誉教授 後藤 紀子 氏
	一般の方	1,200円 (材料費を含む)	生涯学習センター
⑨	10月14日(月・祝) 11月4日(月・祝) 11月9日(土) 14:00～16:00	歌って ハモって Smile! Smile! Smile! 〈秋〉	元玉川大学 助教 千葉 佑 氏
	どなたでも	3,000円	なるせ駅前市民センター
⑩	11月8日(金) 10:00～11:30	私たちの健康に関わる放射線について 知ろう	昭和薬科大学薬学部 教授 岸本 成史 氏
	一般の方	1,200円	なるせ駅前市民センター
⑪	11月16日(土) 14:00～16:00 11月17日(日) 10:00～16:00	ハンドベル集中講座 －天使のハーモニーを楽しむ－	元玉川大学 助教 千葉 佑 氏
	中学生以上の方	6,500円	玉川学園コミュニティセ ンター
⑫	1月18日(土) 1月25日(土) 14:00～16:00	歩き方教室～気持ちよく格好よく歩いて いますか?～	公益社団法人ものづくり 文化振興協会 講師 馬淵 正彦 氏
	中学生以上の方	2,500円	町田第一中学校
⑬	2月22日(土) 2月23日(日) 11:00～16:00	日本画の古典技法を学ぶ－絹に描いて みましょう	女子美術大学短期大学 部 非常勤講師 木村 みな 氏
	15歳以上の方 (中学生を除く)	8,500円 (材料費を含む)	玉川学園コミュニティセ ンター
⑭	3月15日(土)、 16日(日) 10:30～16:00	デッサンから学ぶ日本画	女子美術大学短期大学 部 非常勤講師 木村 みな 氏
	15歳以上の方 (中学生を除く)	9,500円 (材料費を含む)	玉川学園コミュニティセ ンター

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加
369人	363人	318人

- ・ ハンドベルの音の美しさ、作る和音の美しさに感動！見知らぬ人と一緒でも何となく一体感が感じられること。自分が集中していることに驚きました。（①）
- ・ とても楽しかったです。皆さんの作品を見るのも面白く、素敵でした。（②）
- ・ 昔からある曲を歌える。大人だけで歌って、その曲の良さがわかった。その歌ができた時のことや作曲者の話しもきけるから。ピアノの伴奏がすてきでした！！調も臨機応変にかえていて歌いやすかったです。（③）
- ・ もともと植物が好きで草木染にはまって、そこから漢方、民間薬といった領域へ広がっていった。自然との関係のとり方へと発展してゆく、今回の主旨が非常に魅力的であった。（④）
- ・ より詳しく学ぶことができた。特に歴史的観点から知る事ができた。また、新札についても知る事ができた。（⑤）
- ・ プレス機を使わない、凹版刷りを知ることができてよかったです。（⑥）
- ・ 日常生活から離れました。リボンをはじめて手にとったので楽しかったです。（⑦）
- ・ 一人で作るのではなく、他の方のアイデアを見たり話したりしながら作っていけて楽しかったです。（⑧）
- ・ 腹式呼吸の大切さ、その息を出しながら歌を唄うこと。家では大きな声が出せないので多くの方々としっかりとはっきりと歌う楽しさ。（⑨）
- ・ 放射線は怖いものというイメージを持っていましたが正しい情報を知ることができました。（⑩）
- ・ ハンドベルに興味があり、本物にふれる機会がもてたのでとても楽しかったです。（⑪）
- ・ ひとつひとつのポイントを良く説明して頂き、それをふまえての実際の歩き方をビデオ撮影して頂きまして、自分の歩き方の悪い所を指摘して頂きありがとうございました。（⑫）
- ・ 日本画については知らないことばかりで、新しい知識をたくさん得ることができました。鑑賞の大きな助けになると思います。（⑬）
- ・ デッサンのコツをかなり理解し実践できた。（今まで最も存在感のある「リンゴ」を書くことができた）（⑭）

**さがまちコンソーシアム協働事業
さがまちカレッジ町田市連携講座（こども体験講座）**

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

さがまちコンソーシアム加盟機関の専門性を活かしながら、夏休みの自由研究の一助となる内容の講座、親子で楽しめるイベント、そして、学校の勉強とは異なる新たな学びを提供し、学びの楽しさを伝えることを目指します。

周知方法

広報（町田市・相模原市）・ホームページ（町田市・相模原市・さがまちコンソーシアム）・チラシ・生涯学習NAVIホーム

**日時
内容
講師
対象
費用
会場**

回	日 時 対 象	内 容 費 用	講 師 会 場
①	7月23日(火) 10:00～12:00	石こうをつかって－初めての版画ワーク ショップ（午前コース）	女子美術大学 芸術学部 元非常勤講師 河村 有佳 氏
	小学1～6年生	2,500円（材料費を含む）	生涯学習センター
②	7月23日(火) 14:00～16:00	石こうをつかって－初めての版画ワーク ショップ（午後コース）	女子美術大学 芸術学部 元非常勤講師 河村 有佳 氏
	小学1～6年生	2,500円（材料費を含む）	生涯学習センター
③	7月31日(水) 10:00～15:00	体験してみよう！ユニバーサルデザイン	女子美術大学 芸術学部 非常勤講師 木暮 毅夫 氏 インクルーシブデザインネットワーク エキスパート 和田 紀彦 氏
	小学3～6年生	2,300円	生涯学習センター
④	8月2日(金) 9:30～12:30	牛乳パックで作ろう！ LEDで光るカラフルなミニチュアハウス （親子コース）	女子美術大学 芸術学部 非常勤講師 しのだ みほ 氏
	年中～2年生 と保護者	2,500円（材料費を含む）	生涯学習センター
⑤	8月2日(金) 13:30～16:30	牛乳パックで作ろう！ LEDで光るカラフルなミニチュアハウス （小学校中高学年コース）	女子美術大学 芸術学部 非常勤講師 しのだ みほ 氏
	小学3～6年生	2,500円（材料費を含む）	生涯学習センター
⑥	8月6日(火) 10:00～12:00	3原色の不思議・ローラーアート！ －オリジナル Tシャツをつくろう－	女子美術大学 芸術学部 非常勤講師 坪谷 彩子 氏
	年長～2年生 と保護者	4,000円（教材費を含む）	生涯学習センター

回	日 時	内 容	講 師
	対 象	費 用	会 場
⑦	8月16日(金) 9:30～16:30	※台風接近のため中止 子ども探究チャレンジ連続講座～計ると測るの不思議を探究しよう！！～	公益社団法人ものづくり文化振興協会 講師 ①馬淵 正彦 氏 ②種田 実 氏
	小学4～6年生・中学生	4,000円（教材費を含む）	生涯学習センター
⑧	8月17日(土) 9:30～16:30 8月19日(月) 9:30～12:00	子ども探究チャレンジ連続講座～地図・生き物・機械を探究しよう！！～	公益社団法人ものづくり文化振興協会 講師 ①宇野 昇龍 氏 ②金勝 友恵 氏 ③小林 逸雄 氏
	小学4～6年生・中学生	6,000円（教材費を含む）	生涯学習センター

募集・
参加状況

募 集	応 募	参 加
162人	338人	122人

参加者
の 声

- ・ やり方の説明が分かりやすかったので、かんたんにできました。ありがとうございました。（①・②）
- ・ 家でもやってみたいです。おうちの人にもおしえてあげたいです。（①・②）
- ・ 目の不自由な人の気持ちがわかりました。また、この体験講座は、とっても楽しかったです。（③）
- ・ とてもたのしかったのでまたきたいです。先生たちもすごくやさしかったです。（④）
- ・ 最後に電気を消した時に、あんなにきれいだと思わなかったです。楽しかったです。（⑤）
- ・ 絵のセンスが全くないのですが、今回のようなローラーだと簡単な図形の組み合わせや並べ方でもすてきなデザインになってとっても嬉しいです。ありがとうございました。（⑥）
- ・ 私の好きな工作やイカの体の中を見ることなど、はじめてできたので、とても楽しかったです。ありがとうございました。（⑧）

鶴川地区協議会共催事業 3水スマイルラウンジ「まなびのひろば」

【役割4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

地区の情報を共有し、地区の課題についてを話し合う地区協議会と連携し、地域のニーズに合った学習機会の提供を目指します。

対 象

主に鶴川地区在住の方
葉物野菜をすりつぶして絵の具
を作りました（第3回）



周知方法

広報・ホームページ・ポスター・
鶴川地区協議会便り

費 用

無料

会 場

和光大学ポプリホール鶴川



落語について、入門編からのお話がありました（第6回）

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
①	4月17日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	「新しい里山」づくりとフットパス	町田市 農業振興課担当課長
②	6月19日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	覗いてみよう！足元の自然！ ～嘘がうまい生きものたち！～	和光大学地域連携研究セ ンター地域・流域共生フォー ラム 齋藤 透 氏
③	8月21日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	夏の自由研究にぴったり！ ～野菜で絵の具を作って絵を描こう！～	女子美術大学2年 清 美晴 氏（さがまちコ ンソーシアム後援）
④	10月16日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	身近な自然の守り手 ～函師小野路地区での 谷戸管理手法による環境保全～	町田歴環管理組合 理事長 田極 公市 氏
⑤	12月18日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	境界線の謎 ～能ヶ谷村の入会地～	町田地方史研究会 事務局長 荒井 仁 氏
⑥	2月19日(水) 10:30～11:30 13:30～14:30	こんなにも面白い、寄席の世界	町田市民文学館 ことばらんど 学芸員 山端 穂 氏

募集・ 参加状況

参 加（延べ）

206人

参加者 の 声

- ・ 町田の里山を誇らしく思いました。（①）
- ・ 鶴川付近の生態には驚きました。守っていかなければと思いました。（②）
- ・ 野菜で色々な色が出せることを知って、おどろいたし、楽しかったです！（③）
- ・ 荒れた自然を復元する事の情熱、思いを感じました。素晴らしかったです（④）
- ・ 縁あって住むことになった能ヶ谷の歴史など、もっともっと知りたいです。（⑤）
- ・ 非常に分かりやすい説明で落語の知らない世界に興味を持ってました。（⑥）

町田地方史研究会共催講演会 古代びとの生と死～ムラとハカのランドスケープ～

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

郷土史について研究している町田地方史研究会との共催講演会です。受講者が郷土の歴史に関心を持ち、市民大学「町田の歴史」や地域での学習活動へ参加することを目指します。

対 象

どなたでも

日 時

8月24日（土） 13：30～15：30

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター

費 用

無料

会 場

生涯学習センター

講 師

元横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター調査研究員 坂本 彰 氏

内 容

縄文から奈良時代にかけて、町田市とその周辺地域を舞台にした人々の営みを、集落（ムラ）と墓域（ハカ）の位置関係を軸に解明していきます。町田の古代びとの息吹を感じてください。

募集・ 参加状況

募 集	応 募	参 加（延べ）
150人	118人	101人

参加者 の 声

- ・ はじめは難しいと思ったが、お話を聴いていくうち、古代のムラとハカについての興味が増していった。そして、そこ住んでいた人々にもどのように生活し、何をうやまっていたのかの思いをはせた。町田付近にこんな遺跡があったことにとても驚きました。
- ・ 生活しているまわりに旧跡が数多くあることを知り、現地を訪れてみたくなった。
- ・ 三輪の近くに住んでいるため、三輪（杉）山社の特異性（畿内の皿等が出ている）のお話は大変興味深かったです。もっといろいろと知りたかったと思います。
- ・ 墓の歴史がよくわかりました。「はにわつぼ」というのが、はにわにつながるというのは、とても面白いですね。

町田地方史研究会共催講演会・シンポジウム 「町田の地名を考える」

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

郷土史について研究している町田地方史研究会との共催講演会です。受講者が郷土の歴史に関心を持ち、市民大学「町田の歴史」や地域での学習活動へ参加することを目指します。

対 象

どなたでも

周知方法

広報・ホームページ・チラシ・ポスター

費 用

無料



▲講座の様子(第1回)

会 場

【第1回】忠生市民センター、【第2回】南市民センター、【第3回】町田市健康福祉会館

日 時 内 容 講 師

回	日 時	内 容	講 師
1	11月2日（土） 14：00～16：00	講演名「忠生地区の伝説と地名」 パネルディスカッション 「忠生地区の地名」	町田地方史研究会 副会長 重政 文三郎 氏
2	11月16日（土） 14：00～16：00	講演名「高ヶ坂村の秣場（まぐさば）」 パネルディスカッション 「南地区の地名」	町田地方史研究会 副会長 矢口 昇 氏
3	11月30日（土） 14：00～16：00	講演名「原町田の地名と本町田の歴史～ 原町田の秣場を中心に～」 パネルディスカッション 「町田地区の地名」	町田地方史研究会 会長 小島 政孝 氏

募集・ 参加状況

募 集（延べ）	応 募（延べ）	参 加（延べ）
240人	225人	141人

参加者 の 声

- ・ お話しの内容は興味深くますます町田が好きになるような郷土愛が芽生えて明日への力をいただきました。
- ・ 古い歴史を知れて楽しかった。また町田に住んでいて気にしないで日常を送っているが歴史的に何があったかなど、今後意識して見ていきたい。
- ・ 地名は色々な説があるのでしょうか「これが有力説？」というのが聞きたかった。

生涯学習ボランティアバンク

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目 的

地域の皆さんの知識・経験を地域の中で活かし伝える「知の循環」の仕組みを構築し、市民同士の「学びあい」の輪を広げることを目指します。

対 象

- 登録者
各種の生涯学習活動についての知識、技術、経験を持ち、市民団体やサークル等に対して講義、実技指導などボランティアとして支援ができる個人または団体。
- 利用者
 - ・ 市内で活動する市内在住・在勤・在学の方が半数以上を占める3名以上のグループ、団体
 - ・ 市内の生涯学習に関する事業を行う教育機関や公共団体など
 - ・ 市内の自治会、町内会、老人会、子ども会、PTA等の地縁団体

利 用 の 流 れ

- 1 登録講師ガイドから依頼したいボランティアを探す。
- 2 生涯学習センター窓口で利用者が申し込みをする。
- 3 生涯学習センターからボランティアに依頼内容を伝える。
- 4 承諾が得られたら、依頼者にボランティアの連絡先を伝え、直接相談してもらう。（打ち合わせ）
- 5 打ち合わせ内容に基づき活動する。
- 6 利用後1週間以内に利用報告書を提出する。

費 用

原則無料

材料費や交通費等の実費の取り扱いについては、ボランティアと依頼者で事前に協議をする。

参加者 の 声

- 登録ボランティアの活動報告
 - ・ 【アロマグラフト手ごね石けん】
参加者のお母さま方から、「一人時間を久しぶりに持つことができた」「集中して作ることができて楽しかった」等の感想をいただきました
 - ・ 【Wordで作る POP&チラシ】
Wordの持つ機能を確認しながら、写真・図形・イラスト・のさまざまな機能や特徴を自身のPCを使って確認しながら進めた。
- ボランティアバンク利用報告
 - ・ 【マジックショー】
子どもたちにとって、ドキドキ・ワクワクな夏休みの思い出になりました。1時間があっという間で、子どもたちの歓声や表情がとても印象的でした。

登録件数

73件（内新規登録件数 6件）

利用件数

4件

ここまちベース（町田第一中学校図書室）

【役割 4】
学びのネットワーク
づくりを促進する

目的

学校の図書室を地域で利用できるようにしたことにより、新たな学びの場、憩いの場を創出します。多世代交流や地域が活性化することを目指します。

概要

町田第一中学校の図書室で、自由に本の閲覧や自主学習等をおこなうことができます。また、図書室での調べ学習等に役立てるよう、Free Wi-Fiを提供しています。

さらには、学習支援員が常駐し、学習に関する困りごとをサポートしています。特に、2024年度から本格始動した、小学生、中学生を対象に特化した「ここまちの塾」は好評を博しています。

利用要件

市内在住、在勤、または在学している小学生以上の方（未就学児の方は、保護者同伴であれば利用可）

開放日・時間帯

土曜日、第1・第3・第5日曜日 9:00～17:00

募集・参加状況

新規登録者数	図書室利用者数	学習支援利用者数	ここまちの塾利用者数
236人	1,053人	160人	225人

マンスリーイベント

	日時	内容	参加者数
①	4月21日(日)	本と向き合う日曜日	2人
②	5月18日(土)	ボードゲームで遊ぼう！	1人
③	6月22日(土)	作ろう！私のブックマーク	5人
④	7月21日(日)	アクアビーズ&レインボールーム オリジナルストラップ作り♪	14人
⑤	10月20日(日)	季節のレターセットをつくろう！	3人
⑥	11月17日(日)	墨と筆で遊ぼう	5人
⑦	1月18日(土)	牛乳パックが大変身！羽子板&めんこ作り	2人
⑧	3月23日(土)	ちりめんで作ろう！つまみ細工	7人

マンスリーイベント参加者の声

- ・私は普段、本を読むことが少なく、読むとしてもあまり手に取らないようなジャンルを読むきっかけになったので、参加してよかったと思っています。楽しかったです。（①）
- ・身近なアイテムで作品を仕上げられるので、子どもでも参加しやすくて大人の自分も作品を作っていました。また来ます！（③）
- ・可愛いストラップとアクアビーズが作れてうれしかったです！！またやりたいです。無料でできるから友達をさそえて楽しかったです。（④）
- ・勉強の息抜きになって、すごく楽しかったです。ありがとうございました！！（⑤）
- ・やってみたら集中できて楽しかったです。写経などやってみたいと思いました！（⑥）
- ・2回目の開催を心待ちにしています！！（⑧）

愛称

地域の皆さんにとって、『ここ（町田第一中学校図書室）が、まち（地域）の、ベース（安心できる居場所）でありますように♪』という想いが込められています。

生涯学習センター 運営協議会

- ◆ 第7期 町田市生涯学習センター運営協議会委員名簿
- ◆ 第7期 町田市生涯学習センター運営協議会記録（前期）

第7期 町田市生涯学習センター運営協議会委員名簿

任期:2024(令和6年)4月1日～2026(令和8年)年3月31日

NO.	役 職	氏 名	選出区分	備 考
1	委員	井上 廣美	学識経験を有する者	
2	委員	瓜生 ふみ子	学識経験を有する者	
3	委員	寺田 康子	学識経験を有する者	
4	会長	古里 貴士	学識経験を有する者	
5	委員	西行 恵	家庭教育支援活動の経験を有する者	
6	委員	櫻井 智仁	市民のうちから公募した者	
7	委員	中尾 啓吾	市民のうちから公募した者	
8	委員	黒木 智子	学校教育の関係者	
9	委員	清水 静香	生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者	
10	副会長	西澤 正彦	生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者	
11	委員	橋本 空	生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者	
12	委員	福井 大海	生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者	

※並び順は、選出区分及び五十音順です

・第7期 町田市生涯学習センター運営協議会記録（前期）

記録（前期）：2024（令和6年）年4月～2025（令和7年）年3月まで

定例会議：年6回

会議主会場：生涯学習センター

回	月／日	定例会議題	
	出席委員数	協議事項	報告事項
1	2024年度 6月27日 10名	・正副会長の選出 ・町田市生涯学習審議会委員の選出 ・協議会の進め方について	・生涯学習・社会教育について ・町田市生涯学習センターに関連する市の計画等について ・町田市生涯学習推進計画 2023 年度実績報告について
2	8月26日 12名	・市民大学事業再構築の方向性について① ・生涯学習センター事業への民間活力導入について①	・センター長報告
3	9月27日 9名	・市民大学事業再構築の方向性について② ・生涯学習センター事業への民間活力導入について②	・センター長報告 ・2025 年度事業計画について（予算ベース）
4	11月15日 10名	・市民大学事業再構築の方向性について③ ・生涯学習センター事業への民間活力導入について③	・センター長報告 ・障がい者青年学級事業再構築の進捗について①
5	1月20日 11名	・市民大学事業再構築の方向性について④ ・生涯学習センター事業への民間活力導入について④	・センター長報告 ・2025 年度事業計画について
6	2月14日 12名	・市民大学事業再構築の方向性について⑤ ・生涯学習センター事業への民間活力導入について⑤	・センター長報告 ・障がい者青年学級事業再構築の進捗について②

資料集

- ◆ 町田市生涯学習センター条例
- ◆ 町田市生涯学習センター条例施行規則
- ◆ 町田市公民館条例
- ◆ 町田市公民館条例施行規則（様式除く）
- ◆ 町田市立学校施設の開放に関する条例
- ◆ 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（様式除く）
- ◆ 町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱
- ◆ 町田市生涯学習センターの管理に関する要領
- ◆ 町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要領
- ◆ 町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領
- ◆ まちだ市民大学 HATS プログラム委員選任要領

○町田市生涯学習センター条例

平成23年6月30日

条例第28号

生涯学習部生涯学習センター

改正 令和4年3月31日条例第14号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、もって町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に基づき教育機関として、町田市生涯学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、町田市原町田六丁目8番1号とする。

(管理運営)

第3条 センターの管理及び運営は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(事業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に係る全体計画の立案及び推進に関すること。
- (2) 市民大学事業その他の生涯学習に係る講座、講演会等の実施に関すること。
- (3) 生涯学習に係る関係機関との総合調整に関すること。
- (4) 生涯学習に係る情報の集約及び市民への提供に関すること。
- (5) 生涯学習に係る相談に関すること。
- (6) 地域の教育力の向上の推進に関すること。

(施設)

第5条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 展示・情報コーナー

(2) 相談室

(3) まちだ中央公民館

(令4条例14・一部改正)

(まちだ中央公民館)

第6条 前条第3号のまちだ中央公民館の設置及び管理については、町田市公民館条

例(昭和53年9月町田市条例第44号)の定めるところによる。

(令4条例14・一部改正)

(職員)

第7条 センターに、センター長その他の必要な職員を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第14号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○町田市生涯学習センター条例施行規則

平成23年12月22日

教育委員会規則第9号

生涯学習部生涯学習センター

改正 令和4年3月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市生涯学習センター条例（平成23年6月町田市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民大学事業)

第2条 町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第4条第2号に規定する市民大学事業（以下「市民大学事業」という。）として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民の学習活動の推進に関すること。
 - (2) 市民参加によるプログラムの開発に関すること。
 - (3) 講座の運営に関すること。
 - (4) 学習についての調査研究に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 2 前項第3号に規定する講座は、原則として市内に在住し、在勤し、又は在学する者が申し込むことができる。
- 3 教育委員会は、第1項第3号に規定する講座において使用する資料等に関し、その実費に相当する額を、当該講座を受講する者から徴収することができる。
- 4 市民大学事業は、まちだ市民大学HATS事業と称する。
- 5 市民大学事業は、条例第5条に規定する施設その他の市内の施設において実施する。

- 6 前各項に規定するもののほか、市民大学事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令4教委規則6・一部改正)

(遵守事項)

第3条 施設を使用する者は、その使用に際し、教育委員会の指示に従わなければならない。

(令4教委規則6・一部改正)

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(まちだ市民大学HATSの設置及び運営に関する規則の廃止)
 - 2 まちだ市民大学HATSの設置及び運営に関する規則（平成5年5月町田市教育委員会規則第5号）は、廃止する。
- 附 則（令和4年3月31日教委規則第6号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○町田市公民館条例

昭和53年9月30日

条例第44号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成14年3月29日条例第19号

平成16年3月31日条例第24号

平成23年3月31日条例第16号

平成23年6月30日条例第30号

平成28年12月28日条例第42号

平成30年12月28日条例第40号

注 平成16年3月から改正経過を注記した。

町田市公民館設置条例(昭和33年10月町田市条例第47号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、市民の実際生活に即する社会教育に関する各種の事業を行い、もって市民の自主的学習、文化活動の振興に寄与するため、町田市公民館を設置する。

(名称及び位置)

第1条の2 町田市公民館(以下「公民館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 まちだ中央公民館

位置 町田市原町田六丁目8番1号

(管理)

第2条 公民館は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第3条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 公民館は、法第22条の規定に基づき、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 定期講座、各種の学級等を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (5) 施設及び設備を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

第5条 削除

(平23条例30)

(使用の手続等)

第6条 公民館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たっては、公民館の管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

- (1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 専ら営利を目的とするときと認められるとき。
- (4) 公民館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(平23条例16・一部改正)

(使用料)

第7条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

(平23条例16・全改)

(使用料の免除)

第7条の2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の取消し等)

第8条の2 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用の目的に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく町田市教育委員会規則に違反したとき。

(3) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定により使用者が、使用の承認を取り消され、使用を制限され、又は使用を停止されたことにより生じた使用者の損害については、教育委員会はその責を負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条の3 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第8条の4 使用者は、公民館の施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第8条の5 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第8条の2第1項の規定により使用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、施設等を原状に回復しななければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(町田市公民館使用条例の廃止)

2 町田市公民館使用条例（昭和33年10月町田市条例第48号）は、廃止する。

附 則（平成14年3月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第2項を削る改正規定、第1条の次に次の1条を加える改正規定及び別表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成14年8月教委規則第13号で、同14年10月1日から施行）

附 則（平成16年3月31日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市公民館条例別表の1の表の規定は、平成16年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第16号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日条例第30号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日条例第42号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（第5条（別表の1の表ホルルの項の改正規定に限る。）を除く。）に

よる改正後の町田市地域センター条例、町田市公民館条例、町田市健康福祉会館条例、町田市わくわくプラザ条例、町田市民フォーラム条例、町田市男女平等推進センター条例及び町田市民文学館条例の規定は、平成29年7月1日以後の使用等に係る使用料等から適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月28日条例第40号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（使用料及び利用料金に関する経過措置）
- 2 この条例（第15条、第18条及び第19条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用等に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

（平23条例16・全改、平28条例42・平30条例40・一部改正）

1 施設使用料

施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前9時から午後0時30分まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後0時まで）
ホール	4,120	4,730	4,120	12,970
諸 活 動	学習室1 910	1,010	910	2,830
	学習室2 1,570	1,780	1,570	4,920
	学習室3 500	610	500	1,610

室	学習室4	500	610	500	1,610
	学習室5	610	710	610	1,930
	学習室6	610	710	610	1,930
	学習室7	810	960	810	2,580
	視聴覚室	1,570	1,780	1,570	4,920
	調理実習室	1,780	2,030	1,780	5,590
	美術工芸室	1,270	1,470	1,270	4,010
	プレイルーム	810	960	810	2,580
	音楽室1	910	1,060	910	2,880
	音楽室2	500	610	500	1,610
	和室1	1,060	1,220	1,060	3,340
	和室2	710	810	710	2,230
	保育室	1,880	2,130	1,880	5,890

2 附属設備使用料

附属設備の名称		使用単位	使用料（円）
ホール内	グラントピアノ	1台1回	1,570
	反響板一式	1式1回	1,570
	ロールバックチェアー式	1式1回	3,140
	上映設備一式	1式1回	1,570
視聴覚室内上映設備一式		1式1回	1,570
可動式上映設備一式		1式1回	1,040

備考 附属設備の使用単位「1回」とは、施設の使用時間に相当する時間とする。

○町田市公民館条例施行規則

昭和53年10月18日

教育委員会規則第9号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成14年3月29日教委規則第8号

平成14年8月1日教委規則第14号

平成14年11月14日教委規則第18号

平成21年2月12日教委規則第2号

平成23年4月14日教委規則第4号

平成24年3月29日教委規則第3号

(題名改称)

平成29年1月18日教委規則第1号

令和3年3月31日教委規則第4号

令和4年3月31日教委規則第7号

令和5年9月27日教委規則第5号

注 平成21年2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市公民館条例（昭和53年9月町田市条例第44号。以下

「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平24教委規則3・一部改正)

(職員)

第1条の2 条例第3条に規定する館長は、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号。次項において「組織規則」という。）第22条第1項に規定するセンター長をもって充てゐる。

2 条例第3条に規定するその他必要な職員は、組織規則第23条において準用する組織規則第6条第3項、第7条及び第9条に規定する職員をもって充てゐる。

(平24教委規則3・追加、平29教委規則1・令3教委規則4・令4教委

規則7・一部改正)

(休館日)

第2条 町田市公民館（以下「公民館」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の第4日曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後において、その日に最も近い

休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで、及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める場合は、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(平23教委規則4・平24教委規則3・一部改正)

(使用の申込み)

第3条 条例第6条第1項に規定する施設等（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（次条第2項の規定により抽選を行う場合は、当該抽選に当選した者に限る。）は、町田市公民館使用申請書兼使用料免除申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、又は町田市施設案内予約システム（以下「案内予約システム」という。）により使用の申込みをしなければならない。

2 前項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みは、別表に定める申込期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(平23教委規則4・一部改正、平29教委規則1・旧第4条繰上・一部改

正)

(使用の承認)

第4条 教育委員会は、条例第6条第1項に規定する使用の承認をしたときは、町田市公民館使用承認書兼使用料免除承認書（第2号様式）を申込者に交付する。ただ

し、案内予約システムにより使用の申込みをした者については、当該承認書の交付は、省略する。

2 条例第6条第1項に規定する使用の承認は、抽選又は申込みの順序により決定するものとする。

(平29教委規則1・追加)

(使用単位の制限)

第5条 同一月に施設等を使用できる使用単位(条例別表1の表に規定する使用単位をいう。以下同じ。)は、一の申込者につき5単位までとする。この場合において、午前、午後及び夜間については1単位、全日については3単位として計算する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、空きがある施設等があり、かつ、使用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて使用を承認することができる。

(平29教委規則1・追加)

(使用券の購入)

第6条 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ条例別表に定める使用料の額の施設使用券を購入しなければならない。

(平23教委規則4・追加、平29教委規則1・旧第4条の6繰下・一部改

正)

(使用の取消し)

第7条 使用者が使用の取消しをしようとするときは、町田市公民館使用取消書(第3号様式)を教育委員会に提出し、又は案内予約システムにより使用の取消しをしなければならない。

2 前項に規定する取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 抽選に基づきなされた承認 承認日の属する月の翌月の8日

(2) 前号に掲げる承認以外の承認 使用日の22日前の日

(平21教委規則2・一部改正、平23教委規則4・旧第4条の6繰下、平29教委規則1・旧第4条の7繰下・一部改正)

(期日経過後の使用の取消し等による申込みの制限)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、その使用しなかった日又は取り消された使用日の属する月の翌々の初日から14日までの間、別表に定める申込期間のうちその初日が同月に到来する申込期間に係る申込みを制限するものとする

(1) 使用日に使用しなかったとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の使用の取消しが同一月内の使用について2回以上あったとき。

(平29教委規則1・追加)

(使用料の免除)

第9条 条例第7条の2の規定により施設等の使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 町田市が主催する事業に使用するとき。 全額

(2) 施設等のうちホール及び諸活動室(保育室を除く。)を使用する場合において保育のために保育室を使用するとき。 保育室に係る使用料の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 全額又は半額

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ町田市公民館使用申請書兼使用料免除申請書にその旨を記載し、教育委員会の承認を受けなければならない。

(平23教委規則4・追加、平29教委規則1・旧第4条の8繰下・一部改正)

(使用期間の制限)

第10条 使用者は、施設等を同一目的で引き続き3日を超えて使用することができ

ない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平 2 9 教委規則 1・旧第 5 条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第 1 1 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 公益上の理由又は教育委員会の都合により使用の承認を取り消されたとき。

全額

(2) 災害等の理由により施設等が使用できなくなったとき。 全額

(3) 第 7 条第 1 項の規定により使用の取消しをした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 半額

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。 教育委員会が定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、町田市公民館使用料還付請求書(第 4 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該請求書の提出を省略することができる。

(平 2 3 教委規則 4・一部改正、平 2 9 教委規則 1・旧第 6 条繰下・一部改

正)

(案内予約システムの利用)

第 1 2 条 第 3 条、第 4 条、第 7 条及び別表に定めるもののほか、施設等の使用に係る案内予約システムの利用については、町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則(平成 2 9 年 1 月町田市規則第 3 号)の定めるところによる。

(平 2 9 教委規則 1・追加)

(使用者の遵守事項)

第 1 3 条 公民館の利用者及び入場者は、公民館の施設、設備、器具等の使用については、職員の指示を受けるほか指示事項を守らなければならない。

(平 2 3 教委規則 4・旧第 8 条繰上、平 2 9 教委規則 1・旧第 7 条繰下)

(委任)

第 1 4 条 この規則の施行に必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 2 3 教委規則 4・旧第 9 条繰上、平 2 4 教委規則 3・一部改正、平 2 9 教委規則 1・旧第 8 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 3 月 2 9 日教委規則第 8 号)

改正 平成 1 4 年 8 月 1 日教委規則第 1 4 号

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定、第 2 条の次に次の 1 条を加える改正規定、第 1 号様式及び第 2 号様式を改める改正規定並びに第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える改正規定は、町田市公民館条例の一部を改正する条例(平成 1 4 年 3 月町田市条例第 1 9 号)附則の「教育委員会規則で定める日」から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 8 月 1 日教委規則第 1 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 1 1 月 1 4 日教委規則第 1 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の町田市公民館使用規則第 4 条、第 4 条の 6 及び別表の規定は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日以後に申込みをした平成 1 5 年 2 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 1 年 2 月 1 2 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 4 月 1 4 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日教委規則第3号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月18日教委規則第1号）
（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の町田市公民館条例施行規則の規定は、平成29年4月1日以後に行われるこの規則による改正後の第3条第1項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みについて適用し、同日前に行われたこの規則による改正前の第4条第1項に規定する申込み及び当該申込みに係る抽選の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日教委規則第4号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第7号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月27日教委規則第5号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平29教委規則1・全改）

団体の申込 期間	次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間 (1) 抽選の申込みをする場合 使用日の属する月（以下「使用月」という。）の前々月の初日から同月の8日まで。この場合において
-------------	--

	て、当該抽選に当選した者の当選した施設等に係る使用の申込期間は、同月の9日から使用日の使用時間前までとする。 (2) 前号の抽選を実施した後において空きがある施設等の使用の申込みをする場合（次号に掲げる場合を除く。） 使用月の前々月の9日（第8条の規定による制限を受けている場合にあつては、15日）から使用日の使用時間前まで (3) 第5条第2項の規定により同一月に5単位を超えて使用する場合の6単位目以後の使用の申込みをする場合 使用月の前月の15日から使用日の使用時間前まで
団体以外の 者の申込 期間	使用月の前月の15日（案内予約システムを利用して使用の申込みをする場合（第8条の規定による制限を受けている場合を除く。）にあつては、初日）から使用日の使用時間前まで

備考

- この表において「団体」とは、町田市集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する者をいう。
- 団体以外の者が案内予約システムを利用して使用の申込みをできる使用単位は、同一の使用月につき2単位までとする。
- 施設等の使用に係る申込みの受付時間は、開館日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、案内予約システムによる申込みについては、この限りでない。

○町田市立学校施設の開放に関する条例

平成17年10月17日

条例第52号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成23年10月7日条例第38号

平成30年12月28日条例第40号

令和元年12月27日条例第46号

令和4年3月31日条例第13号

令和6年12月27日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設及び附属設備（以下「学校施設」という。）を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする。

（平23条例38・令4条例13・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において「学校開放」とは、学校教育に支障のない範囲で、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する時間帯に学校施設を市民の利用に供することをいう。

(開放施設)

第3条 学校開放の対象となる学校施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる学校施設のうち、教育委員会が指定するものとする。

- (1) 体育館
- (2) 武道場
- (3) 校庭

(4) プール

(5) 特別教室

(6) 温水プール

(7) 体育館空調設備

(8) 校庭照明設備（校庭を含む。以下同じ。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認める学校施設

（令4条例13・一部改正）

（教育委員会の責務）

第4条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、学校開放を積極的に推進するとともに、開放施設の管理運営体制の整備を図らなければならない。

（校長の責務）

第5条 校長は、第1条の目的を十分に理解し、学校開放に積極的に協力しなければならない。

（利用者の責務）

第6条 開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、開放施設が学校教育の場であることを常に認識し、学校教育に支障のないよう十分な注意をもって利用しなければならない。

（利用できる者の範囲）

第7条 開放施設を利用できる者は、教育委員会から町田市学校開放施設利用登録の承認を受けた団体その他教育委員会が認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、プール、温水プール、図書室その他教育委員会が個人に開放することを目的とする開放施設については、個人で利用することができる。

（令4条例13・一部改正）

（利用の承認）

第8条 開放施設を利用しようとする者は、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たって、開放施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしない。

- (1) 営利を目的として利用するとき。
- (2) 政治活動又は選挙運動のために利用するとき。
- (3) 宗教活動のために利用するとき。
- (4) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (5) 学校施設を損傷するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用を不適当と認めるとき。

(令4条例13・一部改正)

(使用料)

第10条 別表に掲げる開放施設を利用する者は、同表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、体育館空調設備の使用に係る使用料は、教育委員会が指定する期日までに納付しなければならない。

2 別表に掲げる開放施設以外の開放施設の使用料は、無料とする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、武道場及び特別教室の使用に係る使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(令4条例13・一部改正)

(回数利用券の発行)

第11条 教育委員会は、温水プールの利用者の利便を図るため、回数利用券を発行する。

2 回数利用券は、11券片に対し10券片分に相当する額とする。

(校庭照明設備の利用)

第12条 開放施設のうち校庭照明設備の利用に関しては、この条例及びこの条例に基づき町田市教育委員会規則（以下「規則」という。）の規定にかかわらず、町田市スポーツ施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）及び町田市スポーツ施設条例施行規則（平成20年3月町田市規則第62号）の例による。ただし、使用料、開放日及び開放時間に関しては、この条例及び規則の規定を適用する。

(令4条例13・令6条例48・一部改正)

(行為の制限)

第13条 利用者は、第8条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(利用権の譲渡禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(開放施設の変更の禁止)

第15条 利用者は、開放施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(令4条例13・一部改正)

(利用承認の取消し等)

第16条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
 - (2) 第8条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 災害、工事その他利用者の責めによらない事由により開放施設の利用ができなくなったとき。
 - (4) 学校教育上、学校が緊急に開放施設を利用するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により利用者が利用の承認を取り消され、利用を制限され、又は利用

を停止されたことにより生じた利用者の損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに開放施設を原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償)

第18条 開放施設に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(令4条例13の一部改正)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(町田市立学校施設使用条例の廃止)

2 町田市立学校施設使用条例(昭和40年1月町田市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者については、この条例による利用の承認を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の日から平成18年3月31日までにおける第12条の規定の適用については、同条中「町田市体育施設条例(平成17年6月町田市条例第34号)及び町田市体育施設条例施行規則(平成17年8月町田市教育委員会規則第10号)」とあるのは「町田市体育施設条例(平成8年12月町田市条例第36号)及び町田市体育施設条例施行規則(平成8年12月町田市教育委員会規則第6号)」とする。

附 則 (平成23年10月7日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、町田市立学校施設の開放に関する条例及び町田市スポーツ振興審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

附 則 (平成30年12月28日条例第40号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 この条例(第15条、第18条及び第19条を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用等に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月27日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表温水プールの項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第11条第1項の規定により発行された回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第12条の改正規定及び次項の規定 公布の日

- (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3項の規定 令和4年6月1日
- (3) 第2条の規定 令和4年8月1日
(準備行為)

- 2 前項第2号に掲げる規定の規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に必要な手続その他の行為は、同日前においても、同号に掲げる規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例の規定の例により行うことができる。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場の利用に必要な手続その他の行為は、同日前においても、同号に掲げる規定による改正後の町田市立学校施設の開放に関する条例の規定の例により行うことができる。

附 則（令和6年12月27日条例第48号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

- (2) 題名の改正規定、第1条から第4条まで、第6条第3項、第9条第1項、第10条第1項、第12条第2項及び第3項第3号並びに第14条の改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定 令和7年4月1日

別表（第10条関係）

（平30条例40・令元条例46・令4条例13・一部改正）

開放施設		使用単位	使用料
武道場	町田第一中学校武道場	午前	2,500円
		午後	3,400円
		日中	5,900円

特別 教室	町田第一中 学校交流ホ ール	夜間		1, 7 0 0 円
		午前		1, 4 0 0 円
		午後		1, 9 0 0 円
		日中		3, 3 0 0 円
		夜間		9 0 0 円
	町田第一中 学校多目的 室	午前		8 0 0 円
		午後		1, 1 0 0 円
		日中		1, 9 0 0 円
		夜間		5 0 0 円
	町田第一中 学校第一音 楽室	午前		7 0 0 円
		午後		9 0 0 円
		日中		1, 6 0 0 円
		夜間		4 0 0 円
	町田第一中 学校家庭科 室	午前		6 0 0 円
		午後		8 0 0 円
		日中		1, 4 0 0 円
		夜間		4 0 0 円
温水プー ル	1 回		4 6 0 円（小学生、中学生、6 5 歳 以上の者及び障がい者にあつては、 1 5 0 円）	
	1 時間		3 0 0 円	

校庭照明設備	30分	620円（小学生、中学生又は高校生主体の団体にあっては、310円）
--------	-----	-----------------------------------

備考

- この表において使用単位の「午前」とは午前9時から正午までの時間をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までの時間をいい、「日中」とは午前9時から午後5時までの時間をいい、「夜間」とは午後7時から午後9時までの時間をいい、「1回」とは、入場から退場までをいう。
- 温水プールの小学生及び中学生の使用料は、7月21日から8月31日まで
の期間の使用料とし、これ以外の期間の使用料は無料とする。
- この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に基づき身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づき愛の手帳等の交付を受けている者をいう。

○町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則

平成17年10月17日

教育委員会規則第15号

生涯学習部生涯学習センター

改正 平成24年4月19日教委規則第6号

平成27年3月19日教委規則第6号

平成27年12月18日教委規則第13号

令和4年3月31日教委規則第8号

令和4年5月19日教委規則第9号

令和4年7月7日教委規則第10号

令和5年9月27日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市立学校施設の開放に関する条例（平成17年10月町田

市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものと
する。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例に
よる。

(学校開放の管理及び責任)

第3条 学校開放の実施については、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
が管理する。

2 学校開放により開放施設を利用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責
任を負わないものとする。

(学校開放運営委員会)

第4条 教育委員会は、学校開放の円滑な運営を図るため、必要に応じて学校ごとに
学校開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 教育委員会は、開放施設のうち体育館、校庭及びプールの開放に関する業務を、
運営委員会に委託することができる。

3 運営委員会の種類、構成、職務等については、教育長が別に定める。

(開放施設等)

第5条 条例第3条の規定により教育委員会が指定する開放施設並びにその開放日、
開放時間及び申請期間（以下この項において「開放日等」という。）は、別表のと
おりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、開放日等を変更す
ることができる。

2 開放施設の利用に伴い、使用することができる設備及びその設置については、教
育委員会が校長と協議して定めるものとする。

(令4教委規則9・一部改正)

(学校開放を行わない場合)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、学校開放を行わない。

- (1) 学校教育に利用するとき。
 - (2) 教育委員会、市又は市内官公署が学校開放以外の目的で利用するとき。
 - (3) 開放施設の維持管理のために教育委員会が利用するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。
- (利用登録)

第7条 条例第7条第1項に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」
という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内に在住する18歳以上の者（武
道場及び特別教室の利用登録にあっては、15歳に達する日以後の最初の3月3
1日を経過した者）であること。
- (2) 構成員が10人以上（武道場及び特別教室の利用登録にあっては5人以上）
であり、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (3) 構成員全員が同居の家族でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、専ら営利を目的とする団体その他教育委員会が不適当と認める団体は、利用登録を受けることができない。

3 利用登録は、次に掲げる開放施設の区分ごとにこれを行わなければならない。

(1) 体育館（体育館空調設備を含む。以下この条において同じ。）

(2) 武道場及び町田第一中学校の特別教室（図書室を除く。）（以下「武道場等」という。）

(3) 校庭（校庭照明設備を含む。以下この条において同じ。）

(4) 特別教室（町田第一中学校の特別教室を除く。第5項及び第7項並びに次条において同じ。）

4 利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、前項の規定による利用登録の申請を承認したときは、体育館及び校庭の利用登録にあつては別に定める利用登録承認書を、武道場等及び特別教室の利用登録にあつては町田市学校開放施設利用登録証（第2号様式。以下「利用登録証」という。）を申請者に交付するものとする。

6 前項の規定により利用登録の承認を受けた団体は、同項の利用登録承認書又は利用登録証を次条第1項又は第10条第1項に規定する申請（同項に規定する町田市施設案内予約システムによる申請を除く。）をするとときに提示しなければならない。

7 利用登録の期間は、1年間（武道場等及び特別教室の利用登録にあつては3年間とする。ただし、体育館及び校庭の最初の利用登録にあつては利用登録の日から利用登録の日の属する年度の3月31日まで、特別教室の最初の利用登録にあつては利用登録の日の属する年度の翌々年度の3月31日までを利用登録の期間とする。

8 利用登録を更新しようとする団体は、前項に規定する期間の満了日の属する年度の2月1日から3月31日まで（武道場等の利用登録の更新にあつては、教育委員会が別に定める期間内）に、教育委員会に更新の届出をしなければならない。

9 第4項の規定にかかわらず、武道場等の利用登録を受けようとする団体が町田市

集会・学習施設等における施設案内予約システムの利用に関する規則（平成29年1月町田市規則第3号。以下「案内予約システム規則」という。）第4条の規定による利用の登録を受けたときは、武道場等の利用登録の承認を受けたものとみなす。

この場合において、第5項及び第6項の規定は適用しない。

（令4教委規則8・令4教委規則9・令5教委規則4・一部改正）

（体育館等の利用申請）

第8条 前条の規定により体育館、校庭又は特別教室（以下これらを「体育館等」という。）の利用登録の承認を受けた団体（以下「体育館等登録団体」という。）が体育館等を利用しようとするときは、体育館等利用申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の利用の申請は、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用の申請は、一の体育館等登録団体につき1月当たりの利用回数4回分までとする。ただし、体育館等に空きがある場合は、利用日の1月前から利用日まで（特別教室にあつては利用日の7日前まで）随時申請することができる。

（令4教委規則9・一部改正）
（体育館等の利用承認等）

第9条 体育館等の利用の承認は、申請の順序により決定するものとする。ただし、同時に申請のあった場合は、抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の承認をしたときは、体育館等利用承認書（第4号様式。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付する。

3 利用承認書は、体育館等を利用するときに提示しなければならない。

（令4教委規則9・一部改正）
（武道場等の利用申請）

第10条 第7条の規定により武道場等の利用登録の承認を受けた団体（同条第9項の規定により利用登録の承認を受けたものとみなされる団体を含む。以下「武道場

等登録団体」という。)が武道場等を利用しようとするとき(次項の規定により予約を行ったときを含む。)は、武道場等利用申請書(第5号様式)又は町田市施設案内予約システム(以下「案内予約システム」という。)により、教育委員会に申請しなければならない。

2 案内予約システム規則第5条第1項に規定する団体登録の要件に該当する武道場等登録団体は、案内予約システムにより武道場等の利用に関する予約を申し込むことができる。この場合において、当該予約の申込みが重複したときは、抽選により予約ができる者を定めるものとする。

3 第1項の規定による申請及び前項に規定する予約の申込みは、別表に定める申請期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用承認)

第11条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、武道場等利用承認書(第6号様式)を当該申請をした者に交付する。ただし、案内予約システムによる申請の場合は、当該承認書の交付を省略する。

2 前項の規定による承認(予約に基づきなされた申請に対するものを除く。)は、申請の順序により決定するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の承認書は、武道場等を利用するときに提示しなければならない。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用券の購入)

第12条 武道場等の利用の承認を受けた者(以下「武道場等利用者」という。)は、あらかじめ条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなければならない。

(令4教委規則9・追加)

(利用単位の制限)

第13条 同一月に武道場等を利用できる単位(条例別表に規定する使用単位をいう。

以下同じ。)は、一の申請者につき5単位までとする。この場合において、午前、午後及び夜間にあってはそれぞれ1単位、日中にあっては2単位として計算する

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、空きがある武道場等があり、かつ、利用させることが適当と認める場合は、同一月に5単位を超えて利用を承認することができる。

(令4教委規則9・追加)

(武道場等の利用の取消し)

第14条 武道場等利用者は、武道場等の予約又は利用の申請を取り消そうとするときは、武道場等利用申請取消書(第7号様式)又は案内予約システムにより、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 予約に基づきなされた申請 当該申請に対する承認日の属する月の翌月の8日

(2) 前号に掲げる申請以外の申請 利用日の22日前の日

(令4教委規則9・追加)

(期日経過後の利用の取消し等による申請等の制限)

第15条 教育委員会は、武道場等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該武道場等利用者に対し、その利用しなかった日又は取り消された利用日の属する月の翌々の初日から14日までの間、別表に定める武道場等の申請期間のうちその初日が同月に到来する期間に係る武道場等の利用の申請及び予約の申込みを制限するものとする。

(1) 利用日に利用しなかったとき。

(2) 前条第2項に規定する期日後の利用の取消しが同一月内の利用について2回以上あったとき。

(令 4 教委規則 9・追加)

(利用期間の制限)

第 16 条 武道場等利用者は、武道場等を同一目的で引き続き 3 日を超えて使用することができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(令 4 教委規則 9・追加)

(図書室の利用手続)

第 17 条 図書室を利用することができる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学している者（小学校就学前の者を除く。）とする。

2 図書室を利用しようとする者は、別に定める利用申請書を教育委員会に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

3 図書室を利用する者は、入室し、又は退室するとき、利用者カードを提示しなければならない。

(令 4 教委規則 9・追加)

(プールの利用手続)

第 18 条 プールを利用することができる者は、プールの開放を行う小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒、当該児童又は生徒の保護者及び当該保護者が同伴する幼児（4 歳以上の者で、教育委員会が認めるものに限る。）とする。

2 プールを利用しようとする者は、教育委員会が別に定める方法により、プールの利用の承認を受けるものとする。

(令 4 教委規則 9・追加)

(温水プールの利用手続)

第 19 条 温水プールを利用しようとする者は、条例別表に定める使用料の額の利用券を購入しなければならない。

2 利用券を購入した者は、利用の際利用券を提出することにより利用の承認を受けるものとする。

(令 4 教委規則 9・旧第 10 条繰下・一部改正)

(体育館空調設備の利用手続)

第 20 条 体育館等登録団体が体育館空調設備を利用しようとするときは、別に定める様式により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた体育館等登録団体が、体育館空調設備を利用したときは、月の 1 日から末日までの利用実績を別に定める利用実績報告書に記入し、当該月の翌月末までに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の利用実績報告書に基づき、1 月分の使用料を算定し、体育館空調設備を利用した体育館等登録団体に對し、納付書を交付するものとする。

4 前項の納付書の交付を受けた者は、納付書に記載された使用料を納期限までに納付しなければならない。

(令 4 教委規則 9・追加・旧第 11 条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第 21 条 条例第 10 条第 4 項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 公益上の理由又は教育委員会の都合により利用の承認を取り消されたとき
全額

(2) 災害等の理由により開放施設が利用できなくなったとき 全額

(3) 第 14 条第 1 項の規定により利用の取消しをした場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき 半額

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき
教育委員会が定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、町田市開放施設使用料還付請求書（第 8 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該請求書の提出を省略することができる。

(令 4 教委規則 9・旧第 11 条繰下・旧第 12 条繰下・一部改正)

(武道場及び特別教室の使用料の減額又は免除)

第22条 条例第10条第3項の規定により武道場及び特別教室の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 町田市及び教育委員会が共催する事業に利用するとき 全額
- (2) 教育委員会が指定する町内会、自治会、青少年健全育成地区委員会その他これらに準ずる地域組織が、教育委員会が指定する小学校又は中学校の武道場及び特別教室を利用するとき 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 全額又は半額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ武道場及び特別教室使用料減免申請書（第9号様式）にその旨を記載し、教育委員会の承認を受けなければならない。

（令4教委規則9・追加）

（利用責任者）

第23条 開放施設を利用する団体は、利用日の利用責任者を定めなければならない。
2 前項の利用責任者は、開放施設の利用に関する責任を負うものとする。

（令4教委規則9・追加・旧第13条線下）

（案内予約システムの利用）

第24条 第10条、第11条、第14条及び別表に定めるもののほか、武道場等の利用に係る案内予約システムの利用については、案内予約システム規則の定めるところによる。

（令4教委規則9・追加）

（遵守事項）

第25条 体育館等登録団体及び武道場等登録団体並びに条例第7条第2項に規定する個人が開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
(2) 利用の承認を受けた開放施設以外に立ち入らないこと。

- (3) 利用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。
- (4) 利用を認められたもののみを利用し、利用後は原状に回復すること。
- (5) 利用後は、清掃を行うこと。
- (6) 喫煙及び飲酒を行わないこと。
- (7) 火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（令4教委規則9・旧第12条線下・旧第14条線下・一部改正）
（損傷等の届出）

第26条 開放施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（令4教委規則9・旧第13条線下・一部改正、令4教委規則9・旧第15条線下）

（委任）

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（令4教委規則9・旧第14条線下・旧第16条線下）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
（町田市学校施設開放規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 町田市学校施設開放規則（昭和52年9月町田市教育委員会規則第8号）
 - (2) 町田市立学校温水プール使用規則（平成4年8月町田市教育委員会規則第13号）
 - (3) 町田市立学校小ホール使用規則（平成14年7月町田市教育委員会規則第12号）

(4) 町田市立学校校庭照明設備使用規則（平成15年2月町田市教育委員会規則第4号）

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者については、この規則による利用の承認を受けたものとみなす。

附 則（平成24年4月19日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月19日教委規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日教委規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年5月19日教委規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表の改正規定（体育館の項及び校庭の項に係る部分に限る。）及び

び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第6項の規

定 令和4年6月1日

(3) 第2条並びに次項及び附則第4項の規定 令和4年8月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の第7条第7項の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後の申請に係る特別教室の利用登録の期間について適用し、同日前の申請に係る特別教室の利用登録の期間については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、第1条の規定による改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際、第2条の規定による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(準備行為)

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の体育館空調設備の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第1条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に關する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

- 6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の武道場及び町田第一中学校の特別教室の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても、第2条の規定による改正後の町田市立学校施設の開放に關する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

附 則（令和4年7月7日教委規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の開放施設の利用に關し必要な手続その他の行為は、同日前においても行うことができる。

附 則（令和5年9月27日教委規則第4号）

この条例中第1条の規定は令和5年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月

1 日から施行する。

別表（第 5 条、第 8 条、第 10 条関係）

（令 4 教委規則 9 ・全改、令 4 教委規則 10 ・令 5 教委規則 4 ・一部改正）

施設 の種 類	開放施設		開放日及び開放時間	申請期間
	施設区分			
体育 館	南つくし野小学 校を除く小学校	学校の休業 日を除く平 日	午後 5 時 から午後 9 時まで	利用日の属する月の前月の 第 1 土曜日から利用日まで の間において、運営委員会 が指定する日まで
	町田第一中学校			
	町田第二中学校	学校の休業 日の平日	午前 8 時 から午後 9 時まで	
	南中学校			
	つくし野中学校			
	成瀬台中学校			
	南成瀬中学校		午前 8 時 から午後 9 時まで	
	鶴川中学校	日曜日、土曜 日及び休日		
	鶴川第二中学校			
	薬師中学校			
武道 場	忠生中学校			次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定 める期間
	山崎中学校			
	小山中学校			
	堺中学校	月曜日及び 火曜日	午後 7 時 から午後 9 時まで	
	武蔵岡中学校			

日曜日、土曜 日及び休日	午前 9 時 から午後 5 時まで	(1) 予約の申込みをする場合 利用日の属する月（以下「利用月」という。）の前々月の初日から同月の 8 日まで。この場合において、予約をした者の利用の申請期間は、同月の 9 日から利用日の利用時間前までとする。
		(2) 前号の予約を実施した後において空きがある武道場の利用の申請をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 利用月の前々月の 9 日（第 15 条の規定による制限を受けている場合にあっては、15 日）から利用日の利用時間前まで
		(3) 第 13 条第 2 項の規定により同一月に 5 単位を超えて利用する場合の 6 単位目以後の利用の申請をする場合 利用月の前月の 15 日から利用日の利用時間前まで

校庭	南つくし野小学校 を除く小学校 町田第一中学校	学校の休業 日を除く平 日	午後５時 から午後 ９時まで	利用日の属する月の前月の 第１土曜日から利用日まで の間において、運営委員会 が指定する日まで
	南大谷中学校 南中学校 つくし野中学校	学校の休業 日の平日	午前８時 から午後 ９時まで	
	成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校 薬師中学校 金井中学校 忠生中学校 山崎中学校 木曽中学校 小山中学校 武蔵岡中学校	日曜日、土曜 日及び祝日	午前８時 から午後 ９時まで	
プー ル	小学校全校 つくし野中学校 鶴川第二中学校 金井中学校	学校の休業 日のうち各 校１５日以 内で教育委 員会が指定 する日	午前９時 から午後 ３時まで	当日のみ
	木曽境 川小学 校	学校の休業 日を除く火 曜日及び木	午後６時 ３０分か ら午後９	
特別 教室				利用日の属する月の前月の 第１土曜日から利用日の７ 日前まで

ランチ ルーム	曜日	時まで	次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定 める期間 (１) 予約の申込みをす る場合 利用月の前々月 の初日から同月の８日ま で。この場合において、 予約をした者の利用の申 請期間は、同月の９日か
小山ヶ 丘小学 校	学校の休業 日を除く火 曜日及び木 曜日	午後６時 ３０分か ら午後９ 時まで	
町田第 一中学 校	月曜日及び 火曜日	午後７時 から午後 ９時まで	

				ら利用日の利用時間前までとする。 (2) 前号の予約を実施した後において空きがある開放施設の利用の申請をする場合（次号に掲げる場合を除く。）利用月の前々月の9日（第15条の規定による制限を受けている場合にあっては、15日）から利用日の利用時間前までの利用時間前まで (3) 第13条第2項の規定により同一月に5単位を超えて利用する場合の6単位目以後の利用の申請をする場合 利用月の前月の15日から利用日の利用時間前まで	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日の7日前まで	午前9時から午後5時まで 午後6時から午後8時30分	当日のみ	図書室 小ホール ミーティング	鶴川中学校

温水プール	町田第一中学校	南中学校 鶴川中学校	日曜日、土曜日及び祝日 8月以外の月の月曜日及び火曜日 8月の月曜日及び火曜日 日曜日、土曜日及び祝日 8月以外の月の木曜日及び金曜日 8月の木曜日及び金曜日	午前9時から午後5時まで 午後6時から午後8時30分まで 午後4時から午後8時30分まで 午後6時から午後8時30分まで 午後4時から午後8時30分まで	当日のみ

			午後 9 時まで
--	--	--	-------------

備考

- 1 学校の休業日とは、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和 4 2 年 6 月町田市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する学校の休業日という。
- 2 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいい、平日とは、日曜日、土曜日及び祝日を除く日という。
- 3 1 月 1 日から同月 3 日（温水プールにあっては同月 4 日）まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までは、学校開放を行わない。
- 4 前項に規定するもののほか、温水プール及び鶴川中学校の特別教室については、祝日が学校開放を行わない曜日（当該祝日に当たるときは、当該祝日における学校開放を行わない）。
- 5 特別教室及び温水プールにおける開放時間については、祝日が学校開放を行う曜日（日曜日及び土曜日を除く。）に当たるときは、祝日の開放時間の規定を適用する。
- 6 開放施設の利用の単位は、開放時間の範囲内で教育委員会が別に定める。ただし、武道場等の利用の単位は、条列別表に規定する使用単位のとおりとする。
- 7 武道場等の利用の申請（案内予約システムによる申請を除く。）の受付日及び受付時間は、この表に規定する武道場等の開放日及び開放時間とする。

		日曜日、土曜日及び祝日	午前 1 0 時から午後 5 時 3 0 分まで	
体育 館空 調設 備	南つくし野小学校を除く小学校	学校の休業日を除く平日	午後 5 時から午後 9 時まで	別に定める。
	町田第一中学校	学校の休業日の平日	午前 8 時から午後 9 時まで	
	町田第二中学校			
	南中学校			
校庭 照明 設備	つくし野中学校	日曜日、土曜日及び祝日	午前 8 時から午後 9 時まで	別に定める。
	成瀬台中学校			
	南成瀬中学校			
	鶴川中学校			
	鶴川第二中学校			
	葉師中学校			
	忠生中学校			
	山崎中学校			
校庭 照明 設備	小山中学校	1 月から 3 月まで及び 1 0 月から 1 2 月まで	午後 5 時 3 0 分から午後 9 時まで	別に定める。
	堺中学校 武蔵岡中学校	4 月から 9 月まで	午後 6 時 3 0 分から	

○町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱

平成24年4月1日
施行

生涯学習部生涯学習センター
改正 2012年4月1日
2016年4月1日

第1 設置

町田市生涯学習センターが実施する事業に関し協議するため、町田市生涯学習センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 役割

協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 生涯学習及び社会教育に係る講座、講演会等の内容及び成果に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

第3 組織

- 1 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 家庭教育支援活動の経験を有する者 1人
- (3) 市民のうちから公募したもの 4人以内
- (4) 学校教育の関係者 2人以内
- (5) 生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者 4人以内

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

第5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 第6 会議

- 1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 部会

- 1 協議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、協議会から指示された事項について検討する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長及び部会員は、委員のうちから、会長が協議会に諮って指名する。
- 5 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第8 庶務

協議会の庶務は、生涯学習部生涯学習センターにおいて処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2012年4月1日から施行する。
- 2 まちだ市民大学HATS運営協議会設置要綱（1993年4月1日適用）は、廃止する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。

○町田市生涯学習センターの管理に関する要領

令和2年2月1日施行
生涯学習部生涯学習センター

第1 趣旨

この要領は、町田市生涯学習センター（以下「センター」という。）における秩序の維持を図り、公務の円滑な執行を確保するために、町田市生涯学習センター条例施行規則第3条（遵守事項）に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 禁止事項等

1 何人も、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (2) 指定された場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- (3) センター又は物品を汚損し、又はき損すること。
- (4) 拡声器の使用等により示威又はけん闘にわたる行為をすること。
- (5) テント等を設置し、又は座込みをすること。
- (6) 正常な通行を妨げる行為をすること。
- (7) 正当な理由なくセンター内に長時間留まり、又は居座ること。
- (8) 正当な理由なく事務室、倉庫、立入禁止区域等に入ること。
- (9) センターの一部を独占的に占用し、又は利用すること。
- (10) 指定された場所以外の場所に車両、自転車その他これに類するものを乗り入れ、又は止め置くこと。
- (11) 動物の持込みをすること。ただし、身体障がい者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。
- (12) 清潔の保持を妨げ、又は美観を損なうこと。
- (13) 泥酔等により他人に迷惑をかけること。
- (14) 職務の妨害になる行為をすること。
- (15) 職員に面会、署名等を強要し、又は押売をすること。
- (16) 威圧的又は乱暴な言動により職員に嫌悪感を与えること。

- (17) 寄付金を募集し、又は物品の販売、保険の勧誘、広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
 - (18) 印刷物その他の文書を配布し、又は散布すること。
 - (19) 貼紙若しくは印刷物を掲示し、又は立札、立看板、懸垂幕等を掲示すること。
 - (20) 不特定多数の者に署名を求めること。
 - (21) 市の機関以外の者が集会を主催し、又は集団でセンターに入ること。
 - (22) 写真、ビデオカメラ、映画等の撮影行為をすること。
 - (23) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第17号から第22号までに掲げる行為について、教育委員会が次に掲げる要件を満たすものとして許可したときは、当該許可に係る行為をすることができ。なお、教育委員会は、許可をする場合において、必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができ。
- (1) 特別の事情があり、かつ、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがないもの
 - (2) 市の事業及び市に関連する事業であり、当該事業の主管課又は関係課が許可の申出をしたもの
 - (3) 多数の人、車両等の集中により、センター、周辺道路等に著しい混雑が発生するおそれのないもの
- 第3 禁止事項等の違反者に対する措置
- 1 教育委員会は、前条第1項の規定に違反した者に対して、センターの立入り若しくは使用の禁止、センターからの退去又は物件の撤去を命ずることができる。
 - 2 教育委員会は、前項の規定により撤去を命ぜられた物件の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が当該物件を撤去しないときは、自らこれを撤去することができ。この場合において、撤去に要した費用は、所有者等の負担とする。
- 第4 補則
- この要領に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- この要領は、令和2年2月1日から施行する。

○町田市生涯学習ボランティアバンク事業実施要領

平成25年1月1日

施行

生涯学習部生涯学習センター

改正 2016年10月1日

改正 2022年 6月1日

第1 目的

この要領は、ボランティアバンク事業を実施することにより、共に教え、学び合う生涯学習社会の実現に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において「ボランティアバンク事業」とは、生涯学習について専門的な知識及び経験を有する個人又は団体で町田市教育委員会の登録を受けたもの（以下「ボランティア」という。）と、身近な学習活動を通じて知識及び技術の習得を希望する団体との連携を支援する町田市生涯学習ボランティアバンク事業をいう。

第3 ボランティアの資格要件

ボランティアの登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、専ら政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動を行う者は、ボランティアの登録を受けることができない。

(1) 市内において活動する個人又は団体であって、生涯学習について専門的な知識及び経験を有し、かつ、生涯学習について指導又は助言を行うことができるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認める者

第4 ボランティアの登録方法

1 ボランティアの登録を受けようとする者は、町田市生涯学習ボランティアバンク登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を教育長に提出しな

ければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、ボランティアの登録をするときは町田市生涯学習ボランティアバンク登録書（第2号様式）を、登録をしないときはその旨を、申請者に通知するものとする。

第5 ボランティア登録の有効期間等

1 第4第2項に規定する登録（以下「ボランティア登録」という。）の有効期間等は、ボランティア登録を受けた日から3年間とする。

2 ボランティア登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、ボランティア登録の更新をしようとするときは、前項に規定する有効期間の満了する日の2か月前までに、登録申請書を教育長に提出しなければならない。

3 第4第2項の規定は、前項に規定するボランティア登録の更新について準用する。

第6 ボランティア登録の取消し

1 登録者は、ボランティア登録の取消しを希望するときは、町田市生涯学習ボランティアバンク登録取消申請書（第3号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請者のボランティア登録を取り消すものとする。

3 前2項に規定するもののほか、登録者が第3に規定する資格要件を満たさなくなったとき、又はボランティアに必要な適格性を欠くと認められるときは、教育長は、当該登録者のボランティア登録を取り消すものとする。

第7 ボランティア登録の変更

登録者は、ボランティア登録の内容に変更があったときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

第8 登録者情報の公表

教育長は、登録者の承諾が得られたときは、当該登録者の有する資格、免許、指

導実績等の情報を公表することができる。

第9 利用者の資格要件

1 ボランティアバンク事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 市内に活動の拠点があり、かつ、市内において活動する団体であって、次のいずれかに該当するもの

ア 構成員が3人以上で、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学している団体

イ 生涯学習に関する事業を行う団体

(2) 町田市町内会・自治会その他市内の地縁による団体

2 前項の規定にかかわらず、専ら政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動については、ボランティアバンク事業を利用することができない。

第10 利用申請等

1 ボランティアバンク事業を利用しようとする者は、町田市生涯学習ボランティアバンク利用申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用を承認するときは町田市生涯学習ボランティアバンク利用承認書（第5号様式）を、承認しないときはその旨を申請者に通知する。

3 教育長は、前項の規定により利用を承認するときは、当該承認の内容に適していると認めるボランティアを申請者に紹介するものとする。

第11 報告

1 第10第2項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る事業が終了したときは、町田市生涯学習ボランティアバンク利用報告書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 登録者は、第10第3項の規定による紹介に係る事業が終了したときは、町田市生涯学習ボランティア活動報告書（第7号様式）を教育長に提出しなければならない。

らない。

第12 補則

この要領に定めるもののほか、ボランティアバンク事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、2013年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年6月1日から施行する。

町田市まちだ市民大学 HATS 事業実施要領

平成 24 年 4 月 1 日

施行

生涯学習部生涯学習センター

第 7 補則

この要領に定めるもののほか、まちだ市民大学 HATS 事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、2012 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 まちだ市民大学 HATS プログラム会議要領(1993 年 4 月 1 日適用)は、廃止する。
- 3 この要領は、2022 年 1 月 1 日から適用する。

第 1 趣旨

この要領は、町田市生涯学習センター条例施行規則(平成 23 年 12 月町田市教育委員会規則第 9 号。以下「規則」という。)第 2 条第 6 項の規定に基づき、まちだ市民大学 HATS 事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 学習領域

規則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する講座(以下「講座」という。)は、次に掲げる学習領域に属するものとする。

- (1) ふれあい人間学 人間性に関すること。
- (2) 遊々創造学 芸術及び文芸に関すること。
- (3) 生き活き技術学 技術及び科学に関すること。
- (4) ここところからの健康学 スポーツ及び健康に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における生涯学習の推進に関すること。

第 3 講座の実施

教育委員会は、規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定するプログラム(以下「プログラム」という。)を効果的に組み合わせることにより、講座を実施するものとする。

第 4 プログラム委員の設置

- 1 教育委員会は、プログラムに関し、助言を受け、又は意見を聴取するため、まちだ市民大学 HATS プログラム委員(以下「委員」という。)を置く。

- 2 委員は、プログラムに関し知見を有する者のうちから、町田市教育委員会が委嘱する。

第 5 講座の申込み

- 1 講座を受講しようとする者は、教育委員会が別に定めるところにより、申し込まなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、書面により、当該申込者に通知する。

第 6 周知

教育委員会は、募集案内等により、講座の内容、日程等の周知を図るものとする。

まちだ市民大学H A T Sプログラム委員選任要領

第 1 趣旨

生涯学習部生涯学習センター

町田市まちだ市民大学H A T S事業実施要領（2012 年 4 月 1 日施行。以下「要領」という）第 4 の規定により、まちだ市民大学H A T Sプログラム委員（以下「委員」という）の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 委員の任務

委員は次に掲げる事項を行う。

- (1) 委員は、委員と職員からなる会議（以下、「プログラム会議」という。）に出席し、町田市生涯学習センター条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定するプログラム（以下「プログラム」という。）の開発に関し、必要な助言、または提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項を行う。

第 3 委員の選任

要領第 4 の 2 に規定する「知見を有する者」は、次の各号の者とし、教育委員会が選任する。

- (1) 学識経験を有する者（研究者、及び、市内で活動する有識者）
- (2) まちだ市民大学H A T S講座修了者でその分野について専門性を有すると認める者（以下「修了者」という。）
- (3) その他、教育委員会が特に必要と認める者

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱された日からプログラム実施年度の 11 月末日までとする。
- 2 学識経験を有する者は、原則 4 回を限度に更新することができる。修了者は、原則 2 回を限度に更新することができる。修了者は、原則過去に経験した者は再任されない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときには、前項に規定する更新回数を超えて選任することができる。

第 5 委員の人数

委員は、プログラムごとに 5 人以内とする。修了者は 2 人以内とする。

第 6 謝礼

委員の謝礼は、プログラム会議への出席 1 回につき、3,500 円とする。

第 7 プログラム会議

- 1 プログラム会議は、原則としてプログラムごとに設置し、1 プログラムあたり 10 回以内とする。
- 2 プログラム会議には、座長を置き、委員の互選により定める。座長は、プログラム会議を代表し、会務を総理する。

第 8 庶務

委員の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習センターにおいて処理する。

附 則

この要領は、2012 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、2017 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2021 年 11 月 1 日から施行する。

2024年度 町田市生涯学習センター事業報告書
まちだの学び

発行・編集 町田市教育委員会生涯学習部
生涯学習センター

刊行物番号 25-17

発行 2025年7月

〒194-0036
東京都町田市木曽東2-1-1
TEL 042-728-0071

この報告書は126部作成し、1部あたりの単価は1,777円です（職員人件費を含みます）。